

（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業

（仮称）奈良県アリーナ整備運営事業及び附属事業 事業契約書（案）

令和 9 年 5 月

奈良県

【事業者】

(仮称) 奈良県アリーナ整備運営事業及び附属事業 事業契約書

第1 事業名 (仮称) 奈良県アリーナ整備運営事業及び附属事業

第2 事業場所 奈良県橿原市四条町

第3 事業の概要

1 事業期間

第3条に定めるとおり。

2 契約金額及び支払条件

(1) 契約金額

サービス購入料 ●円
(うち取引に係る消費税等の額 ●円)

(2) 支払条件

サービス購入料の支払いについては、別紙4及び別紙5の定めに従う。

(3) その他

レベニューシェアについては、別紙9に定めるとおり。

3 契約保証金 ●円

第4 事業の内容

第4条に定めるとおり。

上記の事業について、奈良県（以下「県」という。）と●●●●株式会社（以下「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第12条の規定による議会の議決を得た場合は、その議決を得たときから、本契約とみなす。

この契約の証として、本書2通を作成し、県及び事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和9年5月●日

奈良県
知事 山下 真

事業者
住所 ●
名称 ●
代表取締役 ●

目次

第1章 総則	1
第1条（本契約の目的及び解釈）	1
第2条（契約の構成及び適用関係）	1
第3条（事業期間）	1
第4条（事業の概要）	1
第5条（事業者の収入等）	2
第6条（契約の保証）	2
第7条（資金調達）	3
第8条（公租公課の負担）	3
第9条（許認可等の手続）	3
第10条（保険の付保等）	3
第2章 業務実施体制	4
第11条（県との調整）	4
第12条（業務実施体制）	4
第13条（統括責任者）	4
第14条（業務責任者）	4
第15条（統括責任者等に対する措置請求）	4
第3章 設計・建設業務	5
第1節 総則	5
第16条（設計・建設業務の実施）	5
第17条（本件施設の処分禁止）	5
第18条（設計着手予定日又は工事着手予定日の変更）	5
第19条（関連工事等の調整）	5
第2節 設計業務	5
第20条（土地の調査）	5
第21条（本件施設の設計業務）	6
第22条（設計に関する第三者の使用）	7
第3節 建設業務	7
第23条（本件施設の建設業務）	7
第24条（工事に関する第三者の使用）	7
第25条（下請負者等（建設）の健康保険等加入義務等）	7
第26条（近隣住民に対する説明及び環境対策）	8
第27条（事業用地等の引渡し）	8
第28条（事業用地等が不用となった場合の措置）	9
第29条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	9
第30条（設計図書の変更）	9
第31条（工事の中止）	9
第32条（事業者の請求による本件施設の引渡日の延期）	10
第33条（本件施設の引渡日の変更方法）	10
第34条（年度検査及び中間検査）	10
第4節 工事監理業務	10
第35条（工事監理業務）	10
第36条（工事監理に関する第三者の利用）	11
第5節 備品調達、設置業務	11
第37条（備品調達、設置等）	11
第6節 本件施設の完成及び引渡し	11
第38条（事業者による竣工検査）	11
第39条（県による竣工確認）	11
第40条（本件施設の引渡し）	12
第41条（本件施設の所有権）	12

第42条（部分使用）	12
第43条（部分引渡し）	12
第44条（工事の契約不適合責任）	12
第4章 開業準備業務	13
第45条（開業準備業務の実施）	13
第46条（県の国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会課との調整業務）	14
第47条（使用料、施設使用規則等）	14
第48条（開業準備業務に関する第三者の利用）	14
第5章 運営・維持管理業務	15
第1節 総則	15
第49条（指定管理）	15
第50条（指定管理者の指定の取消し等）	15
第51条（運営・維持管理業務）	15
第2節 運営業務	16
第52条（運営業務の実施）	16
第53条（運営に関する第三者の利用）	16
第54条（災害・緊急事態発生時の施設利用等）	16
第55条（主催事業）	16
第56条（自主事業）	17
第3節 維持管理業務	17
第57条（維持管理業務の実施）	17
第58条（維持管理に関する第三者の使用）	17
第59条（自主事業施設等）	17
第6章 周辺事業との調整等	18
第60条（周辺事業者との調整及び協力）	18
第7章 適正な業務の確保	18
第61条（要求水準を満たす業務の実施）	18
第62条（要求水準の変更）	18
第63条（要求水準の変更による措置）	19
第64条（経営状況の報告）	19
第65条（県による指示等）	19
第66条（臨機の措置）	20
第67条（セルフモニタリング）	20
第68条（県によるモニタリング）	20
第69条（モニタリングの変更）	20
第70条（事業終了時のモニタリング）	21
第8章 責任及び損害の分担	21
第71条（責任及び損害等の分担原則）	21
第72条（一般的損害）	21
第73条（第三者に及ぼした損害）	21
第74条（帰責事由者不明の損害）	21
第75条（不可抗力）	22
第76条（不可抗力による損害）	22
第77条（数次にわたる不可抗力による本件施設の損害）	23
第78条（法令等変更）	23
第79条（法令等変更による費用変更）	23
第80条（税制変更）	24
第81条（損害賠償責任）	24
第9章 サービス購入料	24
第82条（サービス購入料の支払）	24
第83条（サービス購入料の減額及び返還）	24
第84条（物価の変動に基づくサービス購入料の変更）	24

第85条（金利の変動又は税率変更に基づくサービス購入料の変更）	24
第86条（技術の進歩等によるサービス購入料の変更）	25
第87条（サービス購入料の変更方法）	25
第88条（サービス購入料の変更等に代える要求水準書の変更）	25
第10章 レベニューシェア	25
第89条（レベニューシェア）	25
第11章 表明保証及び誓約	25
第90条（事業者による表明及び保証）	25
第91条（事業者による誓約事項）	26
第92条（事業者の株式）	27
第93条（契約上の地位譲渡）	28
第94条（事業者の兼業禁止）	29
第12章 契約の解除又は終了	29
第95条（事業者の責に帰すべき事由による県の解除権）	29
第96条（まちづくり事業の終了に伴う県の解除権）	30
第97条（県の任意による解除、県事由による解除）	30
第98条（不可抗力等による解除権）	30
第99条（本件施設の引渡前の解除の効力）	31
第100条（事業者の帰責事由による解除の場合の特例）	31
第101条（本件施設の引渡後の解除の効力）	31
第13章 契約期間及び期間満了に伴う措置	31
第102条（契約終了時の措置）	31
第103条（特定事業施設の引渡し）	32
第104条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）	32
第105条（事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等）	32
第106条（遅延損害金）	32
第107条（事業終了後の解散及び債務引受）	33
第14章 知的財産権	33
第108条（著作権の利用等）	33
第15章 雑則	34
第109条（秘密保持義務）	34
第110条（金融機関等との直接協定）	34
第111条（情報通信の技術を利用する方法）	34
第112条（個人情報保護）	35
第113条（暴力団等排除に関する特約条項）	35
第114条（契約の変更）	35
第115条（準拠法及び管轄裁判所）	35
第116条（通知方法・計量単位・期間計算等）	35
第117条（疑義に関する協議）	35
別紙1 定義集	36
別紙2 事業日程	41
別紙3 事業者等が付す保険	42
別紙4 サービス購入料の構成及び支払方法	44
別紙5 モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法	56
別紙6 物価変動に基づく設計・建設業務のサービス購入料の改定	64
別紙7 物価変動等に基づく開業準備・運営・維持管理業務のサービス購入料の変更	67
別紙8 金利変動又は税率変更に基づくサービス購入料の改定	72
別紙9 レベニューシェアの算定及び支払方法	73
別紙10 個人情報取扱特記事項	75
別紙11 暴力団等排除に関する特約条項	77
別紙12 災害時における広域防災拠点指定施設に関する協定書【ひな型】	78

第1章 総則

第1条（本契約の目的及び解釈）

- 1 本契約は、県及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に進めるために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 事業者は、本事業が高い公共性及び公益性を有することを十分に理解した上で、本事業を遂行しなければならない。県は、本事業が事業者の創意工夫に基づき実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 3 本契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1において定める意義を有する。
- 4 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 5 本契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本契約に適用される。

第2条（契約の構成及び適用関係）

- 1 本契約は、要求水準書、入札説明書等及び提案書類と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。また、本契約の規定に基づき、別途県と事業者との間で締結される契約は、いずれも本契約の一部を構成する。
- 2 本契約書、入札説明書等に関する競争的対話結果②、入札説明書等に関する競争的対話結果①、入札説明書等に関する質問回答書、要求水準書、入札説明書、令和8年8月28日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答書、提案書類の内容に齟齬又は矛盾がある場合には、本契約書、入札説明書等に関する競争的対話結果②、入札説明書等に関する競争的対話結果①、入札説明書等に関する質問回答書、要求水準書、入札説明書、令和8年8月28日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答書、提案書類の順に優先して適用する。ただし、提案書類の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する。
- 3 第1項の各書類の内容に疑義が生じた場合には、県及び事業者において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

第3条（事業期間）

- 1 本事業の事業期間は、本契約締結日から令和28年3月31日までとする。
- 2 本事業は、別紙2に定める日程に従って実施するものとする。
- 3 本事業において、次の各期間を定める。
 - (1) 本契約締結日から令和13年5月30日までを、特定事業の設計・建設業務期間とする。
 - (2) 本契約締結日から令和14年3月31日までを、附属事業のうち西側エリアに係る設計・建設業務期間とする。
 - (3) 本契約締結日から令和●年●月●日までを、附属事業のうち東側エリアに係る設計・建設業務期間とする。〔落札者の提案に応じ記入〕
 - (4) 本契約締結日から令和14年3月31日までを、開業準備業務期間とする。
 - (5) 令和13年7月1日から令和13年11月14日までを、国スポ調整期間とする。
 - (6) 令和13年5月31日から令和28年3月31日までを、運営・維持管理業務期間とする。
- 4 国スポ調整期間に変更があった場合、県は速やかに事業者へ通知し、対応策について協議するものとする。

第4条（事業の概要）

- 1 本事業は、次の各号に掲げる事業及び業務により構成される。
 - (1) 特定事業
 - ア 設計・建設業務
 - イ 開業準備業務
 - ウ 運営業務
 - エ 維持管理業務

(2) 附属事業

ア 設計・建設業務

- 2 事業者は、要求水準書等に従い、前条に定める事業日程により、前項各号に掲げる本事業の業務を実施する。
- 3 事業者は、本事業を実施するにあたり、適用されるすべての法令等を遵守しなければならない。

第5条（事業者の収入等）

- 1 県は、本契約の定めるところにより、サービス購入料を事業者に支払う。
- 2 事業者は、第49条に定める特定事業施設の指定管理の指定を受けたときは、入札説明書等及び提案書類に基づき県の承認を得て利用料金を設定又は変更の上、利用者から利用料金を徴収することができる。
- 3 前項の利用料金は、提案書類に基づき、県と協議の上、県の承認を得て事業者が設定する。ただし、事業者は、本条例に定める範囲で要求水準書等の定めに従って利用料金の設定を行わなければならない。
- 4 利用者から徴収した利用料金は、原則としてすべて事業者の収入とする。ただし、事業者は、入札説明書等及び提案書類に従い、事業者の収入の一部を第89条及び別紙9に基づいて県に納付するものとする。

第6条（契約の保証）

- 1 事業者は、本契約締結に際し、契約金額の100分の10に相当する額以上を保証金（以下「契約保証金」という。）として県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。ただし、第4号又は第5号の場合においては、保証契約の締結後、直ちにその保証を証する書面を県に寄託しなければならない。
 - (1) 国債、地方債
 - (2) 政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券及び奈良県知事が確実と認める社債
 - (3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
 - (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は奈良県知事が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証
 - (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 3 前項の保証に係る保証金額は、次の各号に掲げる担保について当該各号の括弧書きに掲げるところによる。
 - (1) 国債、地方債（債権金額（ただし、割引の方法により発行した国債及び地方債であつて保証金に充用の日から5年以内に償還期限の到来しないものについては発行価額））
 - (2) 政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券及び奈良県知事が確実と認める社債（額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額）
 - (3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手（小切手金額）
 - (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は奈良県知事が確実と認める金融機関の保証（その保証する金額）
 - (5) 保証事業会社の保証（その保証する金額）
- 4 事業者が第2項第4号又は第5号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第95条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第2項の規定により、事業者が同項第1号から第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 事業者は、県の事前の承諾なく、県に納付した契約保証金の返還請求権及び第2項に基づく保証に係る権利を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。

- 7 第95条第4項に該当する場合を除き、県は、事業者に対し、第1項に基づき事業者が県に納付した契約保証金を、本事業の終了後遅滞なく利息を付さず返還する。この場合における契約保証金の返還は、事業者が、別途県の指定する手続に従って指定する預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。
- 8 契約金額の変更があった場合には、第1項に定める契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、県は契約保証金の額の増額を請求することができ、事業者は、契約保証金の額の減額を請求することができる。
- 9 前各項の定めにかかわらず、事業者が奈良県契約規則第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、県は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

第7条（資金調達）

- 1 事業者は、その責任及び費用負担において、本事業の実施に必要な資金調達を行うものとする。
- 2 県は、事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関等から融資を受け、又は事業者の株式若しくはサービス購入料請求権その他の本契約に基づき事業者が県に対して有する債権に担保権を設定する場合においては、事業者に対して、当該融資契約書又は担保権設定契約書の写しの提出及び融資又は担保に係る事項についての報告を求めることができる。

第8条（公租公課の負担）

- 1 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関連して事業者が生じる一切の租税を負担する。
- 2 県は、事業者に対し、本契約の定めに従い、サービス購入料に係る消費税等の支払債務を負担する。

第9条（許認可等の手続）

- 1 事業者は、その責任及び費用負担において、本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出その他の法令等に定める手続を行わなければならない。
- 2 県は、前項に定める事業者が行うべき手続について事業者から協力を要請されたときは、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 3 県及び事業者は、本事業の実施に必要な都市計画の変更を市が行うに当たって、必要に応じて協力するものとする。都市計画変更の遅延によって本事業の業務の履行が遅延するときは、当該遅延に係る県及び事業者の増加費用及び損害は各自が負担するものとし、事業者による本事業の継続が不可能となった場合の措置は第98条の規定を準用する。
- 4 事業者は、第1項に定める許認可等の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、許認可等の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを県に提出する。
- 5 第1項の定めにかかわらず、県又は市が事業者に対して許認可等を付与し、届出を受理し、その他法令等に定める手続を行う場合において、県又は市の責に帰すべき事由によりこれらの手続が合理的と認められる期間内に完了しなかったため、本事業の業務の履行が遅延するときは、事業者は県と協議の上、本契約に定める事業日程を変更することができる。

第10条（保険の付保等）

- 1 事業者は、自ら又は業務委託請負先をして、別紙3の定めるところにより、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施に必要な保険に加入させなければならない。
- 2 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに県に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。
- 3 事業者は、本事業を実施するため前2項の規定による保険以外の保険に加入したときは、直ちにその旨を県に通知しなければならない。

第2章 業務実施体制

第11条（県との調整）

- 1 本事業の全般に関する調整事項は、県、市、鉄道事業者、附属病院等の関係者と事業者とが協議のうえ決定する。
- 2 前項の協議は、要求水準書に定める定例会及び必要に応じて開催する臨時会において行うものとし、事業者は、必要な定例会及び臨時会を計画し、実施しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、県と事業者は、設計・建設業務、開業準備業務、運営・維持管理業務の各業務の内容に応じて部会を設け、詳細な調整を行うものとする。設計・建設業務部会には要求水準書に従い市も参加するものとする。

第12条（業務実施体制）

- 1 事業者は、事業期間中、本業務を実施するために必要な人員（必要な有資格者を含む。）を確保し、要求水準書等に従い、本事業を実施するための体制を構築し、維持しなければならない。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い本事業に係る実施体制図を作成し、設計・建設業務、開業準備業務、運営・維持管理業務の各業務の計画書の一部としてとりまとめ、同計画書を県に提出しなければならない。実施体制図を変更するときも同様とする。

第13条（統括責任者）

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、統括責任者を選任し、事業期間中これを配置しなければならない。
- 2 統括責任者は、本事業の実施に当たり、本事業の全体についての総合的な調整を行う。
- 3 統括責任者は、まちづくり事業者と連携して、まちづくり事業の事業進捗を常に把握し、設計・建設業務、開業準備業務、運営・維持管理業務の各段階において、本事業の魅力向上・リスクの早期把握並びに対策等の調整を行う。
- 4 事業者は、本契約の締結後速やかに統括責任者を選任し、県に対し、その氏名、所属等を任意様式にて通知しなければならない。
- 5 事業者は、要求水準書に従い統括責任者を変更する場合は、県に対し変更内容を書面にて通知し、県と協議のうえ、県の承認を受けなければならない。
- 6 事業者は、要求水準書の定める変更以外の理由により、統括責任者を変更する場合は、県に対し事前に変更内容を書面にて報告するものとし、統括責任者と同等の能力を有する者であることについて県の承認を受けなければならない。
- 7 事業者は、統括責任者を補佐する副責任者を配置することができる。
- 8 前各項に定めるほか、統括責任者及び副責任者の配置については、要求水準書の定めるところによる。

第14条（業務責任者）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、設計業務、工事監理業務、建設業務、開業準備業務、運営業務及び維持管理業務のそれぞれについて業務責任者を選任し、要求水準書の定めるところにより事業計画書を提出して、県に選任した旨を報告しなければならない。業務責任者を変更するとき、及び業務責任者の代理を定めるときも同様とする。
- 2 事業者は、業務責任者を変更する場合又は業務責任者の代理を定める場合は、県に対し事前に変更内容を書面にて報告するものとし、業務責任者と同等の能力を有する者であることについて県の承認を受けなければならない。
- 3 前各項に定めるほか、業務責任者の配置については、要求水準書の定めるところによる。

第15条（統括責任者等に対する措置請求）

- 1 県は、統括責任者及び業務責任者がその業務の処理につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から、原則として10日以内に県に通知しなければならない。ただし、当該期間内にこ

の決定を行うことが困難と認められる場合は、事業者は、当該期間内に、その理由を明らかにした上で、県に対し、前項に定める措置について決定する期限の延長についての協議を申し入れることができる。県は、事業者の当該協議の申入れに理由があると認めるときは、本項に定める期間の延長その他の措置について、事業者と協議するものとする。

- 3 県は、前2項の措置によっても業務の改善が期待できないと認められるとき又は業務の改善が見られないときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、当該責任者の変更を要請することができる。
- 4 事業者は、前項に規定する要請を受けたときは、速やかに新たな当該要請に係る責任者を選任し、県に通知しなければならない。

第3章 設計・建設業務

第1節 総則

第16条（設計・建設業務の実施）

- 1 事業者は、本契約締結日以降、別紙2に定める特定事業施設の引渡日、附属事業施設（西側エリア）の引渡日及び附属事業施設（東側エリア）の引渡日まで、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書等、事業計画書及び提案書類に従って、それぞれ対象となる施設の設計・建設業務を実施するものとする。
- 2 事業者は、設計・建設業務の着手に先立ち、要求水準達成計画書を作成し、県に提出のうえ、その確認を受けなければならない。
- 3 事業者は、法令等、本契約、要求水準書等及び前項の要求水準達成計画書の定めに従い、設計・建設業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

第17条（本件施設の処分禁止）

事業者は、本件施設（未完成の部分も含む。）を第三者に譲渡し、貸与し又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

第18条（設計着手予定日又は工事着手予定日の変更）

- 1 事業者は、第31条第1項に規定する場合を除き、事業者の責に帰すことができない事由により、設計着手日又は工事着手日に設計又は工事に着手することができないと認めるときは、その理由を明示した書面により、県に設計着手日又は工事着手日の変更を請求することができる。
- 2 事業者は、設計着手日又は工事着手日に設計又は工事に着手することができない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、設計着手又は工事着手の遅延による影響をできる限り少なくするよう努めなければならない。

第19条（関連工事等の調整）

県は、本事業が県の発注に係る第三者の調査・施工する他の工事（以下「第三者工事等」という。）、及び本事業に関連して市又は鉄道事業者の発注に係る第三者工事等と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その調査・施工につき、調整を行う。この場合、事業者は県の調整に従い、当該第三者工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

第2節 設計業務

第20条（土地の調査）

- 1 県は、要求水準書に定める県が予定する埋蔵文化財発掘調査を実施するものとする。
- 2 前項に定めるほか、事業者は、その責任及び費用負担において、事業用地等において必要となる測量、電波障害、地質調査、埋蔵文化財調査、その他の要求水準書で定める事前調査を実施しなければならない。

- 3 事業者は、前項の調査を行う場合においては、あらかじめ要求水準書に基づき事前調査計画書を作成し、県の確認を受けなければならない。
- 4 事業者は、事前調査を実施したときは、都度事前調査報告書を県に提出しなければならない。
- 5 県又は事業者は、設計・建設業務期間中、事業用地等について、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。本事業開始日時点で、事業用地等において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な契約不適合であって、土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物及び地盤の状態を含むが、入札説明書等において県が落札者に開示した資料及び本契約締結前に落札者又は事業者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下本条において同じ。）が判明した場合、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。
- 6 事業用地等の契約不適合に起因して本事業の実施に影響が生じる場合は、県及び事業者はその対応策を協議するものとする。対応策に要する追加費用は、県がこれを合理的な範囲で負担し、工事が遅延する場合には、県は事業者と協議の上、本件施設の引渡日を変更する。ただし、入札説明書等において県が落札者に開示した資料又は本契約締結前に落札者又は事業者が知り得た情報から合理的に予測できる範囲の事業用地等の契約不適合に起因する場合にはこの限りではない。
- 7 鉄道事業者の責に帰すべき事由に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用についても前項と同様とする。
- 8 事業者は、第1項に定める県が実施する埋蔵文化財発掘調査を除く事前調査の不備に起因して発生する一切の責任及び追加費用を負担する。

第21条（本件施設の設計業務）

- 1 事業者は、本契約に定めるほか、要求水準書等の定めに従って本件施設の設計業務を実施しなければならない。
- 2 事業者は、本契約の締結後速やかに、要求水準書に基づき設計業務計画書を作成し、県の確認を受けなければならない。
- 3 設計業務の進捗管理は、事業者の責任において実施し、県に対し、設計報告書を提出することにより、設計業務の進捗を報告しなければならない。
- 4 事業者は、第2項の設計業務計画書の作成後、速やかに提案書類に基づく基本設計を行うこととし、要求水準書等に基づき、県に対し基本設計の設計図書を提出して県の確認を受けなければならない。
- 5 県は、前項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内に、基本設計の設計図書の内容が要求水準書等に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて要求水準書等に適合することを確認したときは、その旨を事業者に通知しなければならない。
- 6 県は、前項の場合において、基本設計の設計図書の内容が要求水準書等に適合しないことを認めたとき、又は設計図書の記載によっては要求水準書等に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して事業者に通知しなければならない。
- 7 事業者は、前項又は第62条第1項の通知を受けた場合においては、その責任において、設計図書の変更その他の必要な措置を行い、第4項の県の確認を受けるものとする。ただし、前項又は第62条第1項の通知に対して事業者が設計図書を修正する必要がある旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると県が認めたときは、この限りでない。この場合において、県は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 8 前項の規定に基づく設計図書の変更その他の必要な措置に要する費用は、第6項の通知を受けた場合においては事業者の負担とし、第62条第1項の通知を受けた場合においては県の負担とする。
- 9 事業者は、第4項の確認を受けた設計図書を変更しようとする場合においては、あらかじめ、県の承諾を得なければならない。
- 10 第4項から前項までの規定は、実施設計について準用する。この場合において、「要求水準書等」とあるのは「要求水準書等及び基本設計」と読み替えるものとする。
- 11 第4項から前項までに規定する手続は、事業者の本件施設の設計に関する責任を軽減又は免除するものではない。

第 22 条（設計に関する第三者の使用）

- 1 事業者は、要求水準書等の定めに従い、本件施設の設計を設計企業に委託し又は請け負わせなければならない。事業者は、設計企業が事業者から受託し又は請け負った設計の全部を一括して若しくはその主たる部分を、設計企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、県の承諾を受けた場合に限り、本件施設の設計の一部を設計企業以外の第三者に委託し又は請け負わせることができる。当該県の承諾を受けたときは、事業者から設計の一部を受託し又は請け負う第三者を設計企業とみなして本契約の規定を適用する。
- 3 本件施設の設計に関する発注は、事業者の責任及び費用負担において行うものとし、設計に関して事業者が使用する設計企業の責に帰すべき事由は、事業者の責に帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 4 県は、設計企業又は第 2 項の第三者が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を別の第三者（以下「下請負者等（設計）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（設計）の名称、下請負者等（設計）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第 3 節 建設業務

第 23 条（本件施設の建設業務）

- 1 事業者は、本契約に定めるほか、要求水準書等及び設計図書の定めに従って本件施設の建設業務を実施しなければならない。
- 2 事業者は、要求水準書に基づき建設業務計画書を作成し、県の確認を受けなければならない。
- 3 建設業務の進捗管理は、事業者の責任において実施し、県に対し、建設業務報告書を提出することにより、建設業務の進捗を報告しなければならない。
- 4 事業者は、要求水準書に基づき、建設工事着手前に着工前提出報告書その他必要な書類を県に提出しなければならない。
- 5 事業者は、県から要請があった場合、建設業務の内容に係る事前説明及び事後報告を行う。

第 24 条（工事に関する第三者の使用）

- 1 事業者は、要求水準書等の定めに従い、本件施設の工事を建設企業に委託し又は請け負わせなければならない。事業者は、建設企業が事業者から受託し又は請け負った工事の全部を一括して若しくはその主たる部分を、建設企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、県の承諾を受けた場合に限り、本件施設の工事の一部を建設企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。当該県の承諾を受けたときは、事業者から工事の一部を受託し又は請け負う第三者を建設企業とみなして本契約の規定を適用する。
- 3 県は、事業者に対して、施工体制台帳及び事業者と工事を実施する者との業務委託契約書又は工事請負契約書の写しの提出並びに施工体制に係る事項その他必要な事項についての報告を求めることができる。
- 4 本件施設の工事に関する発注は、事業者の責任及び費用負担において行うものとし、工事に関して事業者が使用する建設企業の責に帰すべき事由は、事業者の責に帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 5 事業者は、工事に関して事業者が使用する建設企業が工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることの承諾を求めた場合においては、これを承諾してはならない。
- 6 事業者は、建設企業が事業者から受託し又は請け負った工事の一部を、建設企業をして第三者に委任し又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該工事が数次の契約によって行われるときは、後次のすべての契約に係る受任者又は請負人を含む。以下「下請負者等（建設）」という。）が工事の全部又はその主たる部分を一括して他の第三者に委任し又は請け負わせることのないようにしなければならない。

第 25 条（下請負者等（建設）の健康保険等加入義務等）

- 1 事業者は、建設企業をして、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業

者」という。)を下請負者等(建設)とさせてはならない。

- (1) 健康保険法第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法第7条の規定による届出
- 2 前項の定めにかかわらず、事業者は、建設企業をして、次の各号に掲げる下請負者等(建設)の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負者等(建設)とさせることができる。
- (1) 建設企業と直接下請契約を締結する下請負者等(建設)で次のいずれにも該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者等(建設)としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると県が認める場合
 - イ 県の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下この項において「確認書類」という。)を、事業者が県に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負者等(建設)以外の下請負者等(建設)で次のいずれかに該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者等(建設)としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると県が認める場合
 - イ 県の指定する期間内に、事業者が当該確認書類を県に提出した場合
- 3 事業者は、社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負者等(建設)である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、県の請求に基づき、違約罰として、建設企業が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、県の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 事業者は、下請負者等(建設)が受任又は請負に係る工事の施工に際し、建設企業をして、建設業法その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負者等(建設)の育成に努めさせなければならない。

第26条(近隣住民に対する説明及び環境対策)

- 1 事業者は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、本件施設に係る工事に関する説明を行わなければならない。
- 2 事業者は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の本件施設に係る工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。
- 3 第1項の場合において、要求水準書で定めた本事業の内容及び本件施設の規模に係る事項に関する説明は、県の責任とする。
- 4 事業者は、第1項の説明又は第2項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を県に報告しなければならない。
- 5 県は、前項の報告で第1項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、事業者が行う説明に協力するものとする。
- 6 事業者は、第1項の説明又は第2項の対策を行ったときは、その結果を県に報告しなければならない。

第27条(事業用地等の引渡し)

- 1 県は、事業用地等を別紙2に定める引渡日までに事業者を引き渡さなければならない。なお、別紙2に定める事業用地等のうち西側一部及び東側の範囲は要求水準書に定めるところによる。
- 2 事業者は、引き渡された事業用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 事業者は、事業期間中、事業用地等に存する水路の通水機能を維持しなければならない。ただし、県の承認を得て当該水路の付替えを行う場合、水利権者、土地改良区その他の関係者との協議及びこれらの者に対する補償は、県がその責任及び費用負担において行う。
- 4 事業者は、工事ヤード、資材置場、仮設事務所、工事関係者用駐車場その他事業用地等以外の場所を本事業の実施のために使用する必要があるときは、自らの責任及び費用負担においてこれを確保しなければならない。

第 28 条（事業用地等が不用となった場合の措置）

- 1 本件施設の工事の完成、要求水準書又は設計図書の変更等によって事業用地等が不用となった場合において、当該事業用地等に事業者が所有し若しくは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する建設企業及び下請負者等（建設）の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて、県に明け渡さなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、県は、事業者に代わって当該物件の処分又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、県の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、県が事業者の意見を聴いて定める。

第 29 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 1 事業者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、県がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が県の指示によるときその他県の責に帰すべき事由によるときは、当該不適合に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、県がこれを負担し、工事が遅延する場合には、県は事業者と協議の上、本件施設の引渡日を変更する。それ以外の事由によるときは、事業者の費用と責任で必要な改造を行うものとする。
- 2 県は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は事業者の負担とする。

第 30 条（設計図書の変更）

県は、設計業務の完了後、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を事業者に通知して、事業者に変更させることができる。この場合において、当該変更に関し事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、県がこれを負担し、工事が遅延する場合には、県は事業者と協議の上、本件施設の引渡日を変更する。ただし、事業者の責に帰すべき事由により設計図書を変更する場合はこの限りではない。

第 31 条（工事の中止）

- 1 不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、事業者が工事を施工できないと認められるときは、事業者は、直ちに工事の中止内容及びその理由を県に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中断させなければならない。
- 2 事業者は、履行不能の理由が事業者の責に帰すべき事由による場合を除き、前項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。
- 3 県は、必要があると認めるときは、工事の中止内容及びその理由を事業者に通知して、工事の全部又は一部の施工の一時中止を求めることができる。
- 4 県又は事業者は、第 1 項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行わなければならない。
- 5 県は、第 1 項又は第 3 項の規定により工事の施工が一時中止された場合（工事の施工の中止が事業者の責に帰すべき事由による場合を除く。）において、必要があると認められるときは、事業者と協議し、別紙 2 に規定する本件施設の引渡日を変更する。工事の一時中止によって事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、事業用地等の契約不適合による場合は第 20 条第 6 項の規定を適用し、それ以外の場合は第 76 条の規定を適用するものとする。ただし、県又は鉄道事業者の責に帰すべき事由による工事の一時中止によって事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、県が負担する。

第 32 条（事業者の請求による本件施設の引渡日の延期）

- 1 事業者は、特定法令変更、不可抗力又は県若しくは鉄道事業者の責に帰すべき事由により設計・建設業務期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、県に本件施設の引渡日の変更を請求することができる。
- 2 県は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、本件施設の引渡日を変更しなければならない。当該変更起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害（開業の遅延により事業者が負担することとなる追加の運営費用及びブレイクファンディングコストその他の金融費用並びに逸失利益を含む。）は、その本件施設の引渡日の変更が県又は鉄道事業者の責に帰すべき事由による場合においては合理的な範囲で県がこれを負担し、特定法令変更による場合においては第79条、不可抗力による場合においては第76条の規定を適用する。

第 33 条（本件施設の引渡日の変更方法）

- 1 本契約の規定による本件施設の引渡日の変更及び当該変更にとまなう運営・維持管理業務開始日その他の事業日程の変更については、県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、県が定め、事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、県が本件施設の引渡日の変更事由が生じた日（前条の場合にあつては、県が本件施設の引渡日の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

第 34 条（年度検査及び中間検査）

- 1 事業者は、要求水準書の定めに従い、建設業務期間中の各事業年度の3月に、本件施設の工事の施工状況について県が行う年度検査を受けなければならない。なお、年度検査の実施時期・方法等は県と事業者が協議のうえ定める。
- 2 事業者は、県と協議して、時期及び工程の段階を定め、本件施設の工事の施工状況について中間検査を行わなければならない。県は、事業者による中間検査の完了後、当該検査に関する県による中間検査を行うものとする。なお、県による中間検査は、前項の年度検査を兼ねることができるものとし、中間検査の実施時期・方法等は県と事業者が協議のうえ定める。
- 3 県及び事業者は、年度検査又は中間検査を行う40日前までに、相手方に対し、年度検査又は中間検査を実施する旨を通知するものとし、相手方は当該検査に立ち会うことができる。
- 4 県は、年度検査又は県の中間検査において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合における検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 6 事業者は、県が前各項に規定する手続を行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

第 4 節 工事監理業務

第 35 条（工事監理業務）

- 1 事業者は、本契約に定めるほか、要求水準書等及び設計図書の定めに従って本件施設の工事監理業務を実施しなければならない。
- 2 事業者は、要求水準書に基づき工事監理業務計画書を作成し、県の確認を受けなければならない。
- 3 工事監理業務の進捗管理は、事業者の責任において実施し、県に対し、工事監理業務報告書を提出することにより、工事監理業務の進捗を報告しなければならない。
- 4 工事監理業務責任者は、要求水準書及び工事監理業務計画書に基づき、建設業務が設計図書及び要求水準書等に基づき適切に行われていることを確認し、県に対して毎月工事監理業務報告書を提出しなければならない。事業者は、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を随時行う。

第36条（工事監理に関する第三者の利用）

- 1 事業者は、要求水準書等の定めに従い、本件施設の工事監理を工事監理企業に委託し又は請け負わせなければならない。事業者は、工事監理企業が事業者から受託し又は請け負った工事監理の全部を一括して若しくはその主たる部分を、工事監理企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、県の承諾を受けた場合に限り、本件施設の工事監理業務の一部を工事監理企業以外の第三者に委託し又は請け負わせることができる。当該県の承諾を受けたときは、事業者から工事監理の一部を受託し又は請け負う第三者を工事監理企業とみなして本契約の規定を適用する。ただし、本件施設の建設業務を受任し若しくは請け負っている者又は同人と入札説明書に定める資本関係又は人的関係等がある者に対して工事監理業務を委託し又は請け負わせることはできない。
- 3 本件施設の工事監理に関する発注は、事業者の責任及び費用負担において行うものとし、工事監理に関して事業者が使用する工事監理企業の責に帰すべき事由は、事業者の責に帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 4 県は、工事監理企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（工事監理）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（工事監理）の名称、下請負者等（工事監理）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第5節 備品調達、設置業務

第37条（備品調達、設置等）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い本事業に必要となる備品等を調達し、事業区域のうち本事業に供する建物内又は用地内に設置する。
- 2 事業者は、前項に基づき調達した備品等を第41条第2項の定めに従い、県に譲渡するとともに、県から附属事業にかかる備品等以外の備品等の無償貸与を受けて、善良なる管理者の注意をもってこれを維持管理するものとする。ただし、事業者の責任と費用負担のもとで調達する、自主事業施設及び自主事業に係る備品及び事務用品並びにリース備品についてはこの限りではない。

第6節 本件施設の完成及び引渡し

第38条（事業者による竣工検査）

- 1 事業者は、その責任及び費用負担において、要求水準書等に従い、本件施設の工事の完成を確認するための検査（以下「竣工検査」という。）を行うものとする。
- 2 事業者は、前項の竣工検査を行おうとする場合においては、これに先立ち、要求水準書等に従い、事業者の責任及び費用負担において、各種設備及び備品等の試運転、その他の必要な検査を実施し、必要に応じて竣工検査までには是正措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、前2項の必要な検査及び竣工検査を行おうとする場合においては、その14日前までに、前2項に規定する必要な検査及び竣工検査の内容、実施方法、実施スケジュール等について、県に対して書面により通知しなければならない。
- 4 県は、第1項の竣工検査に立ち会うことができる。ただし、事業者は、県が立会いを行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。
- 5 事業者は、第1項の竣工検査を行った場合においては、その結果を県に対して報告しなければならない。

第39条（県による竣工確認）

- 1 県は、事業者による竣工検査後に、事業者の立会いの上、要求水準書の定めるところにより、本件施設の工事の完成を確認するための竣工確認を行い、その結果を事業者に対して書面にて通知する。

- 2 県は、竣工確認の結果、本件施設が本契約、要求水準書等又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者へ通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 県は、本件施設が本契約、要求水準書等、又は設計図書に適合しないと認める場合においては、事業者に対して、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を請求することができる。
- 4 事業者は、前項の請求を受けた場合においては、その責任及び費用負担において、是正期間内に必要な措置を行い、再度第1項の竣工確認を受けるものとする。ただし、前項の請求に対して事業者が本件施設を是正する必要がある旨の意見を述べた場合において、本件施設を是正しないことが適切であると県が認めたときは、この限りでない。この場合において、県は、要求水準書等の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 県は、第1項の竣工確認の結果、本件施設が本契約、要求水準書等、及び設計図書に適合し、かつ、要求水準書等で定める事業者が竣工時に提出すべき書類の提出が認められるときは、事業者に対して、竣工確認書を交付しなければならない。
- 6 事業者は、県が前各項に規定する手続を行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

第40条（本件施設の引渡し）

事業者は、前条第5項の竣工確認書の交付を受けたうえで、県に対して別紙2記載の本件施設の各引渡日に竣工図書及び本件施設の鍵の交付（鍵を必要とする施設に限る。）を行うことにより、本件施設を県に引き渡すものとする。

第41条（本件施設の所有権）

- 1 本件施設の所有権は、前条に定める引渡しにより県が原始的に取得する。
- 2 前条に定める本件施設の引渡しにより、次の各号に掲げる物の所有権が、事業者から県に移転するものとする。
 - (1) 備品等（自主事業施設及び自主事業に係るもの並びにリース備品を除く。）
 - (2) 事業用地等における本件施設の整備に係る動線（通路、車路、園路等）、外構、事業用地内の土木工作物、工作物等

第42条（部分使用）

- 1 県は、第40条の規定による引渡前においても、本件施設の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。この場合において必要があるときは、県は、事業者の立会いの上当該使用部分の出来形を確認しなければならない。
- 2 前項の場合においては、県は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 県は、第1項の使用により事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第43条（部分引渡し）

本件施設について、提案書類において本件施設の引渡し日前に引渡しを受ける施設として指定された部分（以下「先行引渡施設」という。）がある場合において、当該先行引渡施設の工事が完了したときについては、第38条、第39条、第40条及び第41条中「工事」とあるのは「先行引渡施設に係る工事」と、「本件施設」とあるのは「先行引渡施設に係る本件施設」と読み替えて準用する。

第44条（工事の契約不適合責任）

- 1 県は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、事業者に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、県は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、事業者は、県に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した

方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じてサービス購入料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス購入料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、県がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 県は、引き渡された工事目的物に関し、第40条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日（ただし、前条に基づいて部分引渡しがなされた先行引渡施設については、同条に基づき引渡しを受けた日。以下本条において同じ。）から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス購入料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の定めにかかわらず、備品等の契約不適合については、引渡しの時、県が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 県が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、県が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 県は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 前各項の規定は、契約不適合が事業者、設計企業、建設企業、工事監理企業、下請負者等（設計）、下請負者等（建設）又は下請負者等（工事監理）の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 県は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の定めにかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者、設計企業、建設企業、工事監理企業、下請負者等（設計）、下請負者等（建設）又は下請負者等（工事監理）がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

第4章 開業準備業務

第45条（開業準備業務の実施）

- 1 事業者は、本契約締結日以降、開業準備期間の終了日まで、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書等、事業計画書、及び提案書類に従って、開業準備業務を実施しなければならない。
- 2 事業者は、要求水準書に基づき開業準備業務計画書を作成し、県の確認を受けなければならない。
- 3 開業準備業務の進捗管理は、事業者の責任において実施しなければならない。開業準備業務責任者は、開業準備業務に関する日報を作成して県との協議において当該内容を報告するとともに、開業準備業務報告書を作成し、県に提出しなければならない。

第 46 条（県の国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会課との調整業務）

- 1 特定事業施設は、令和13年7月1日から令和13年11月14日までの間、県の国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会課（以下「大会課」という。）が占用し、第85回国民スポーツ大会及び第30回全国パラスポーツ大会（以下「国スポ等」という。）の開催に供するものとする。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、大会課との間で適時適切に協議を行い、国スポ等の開催のために協力する。
- 3 国スポ等の準備及び運営に伴う仮設工事費用、必要な設備及び備品の調達費用、人件費、原状回復費用その他の費用は、県が負担するものとし、要求水準書等に別途定める場合を除き、事業者に対する特定事業施設の利用料金その他の支払いは発生しないものとする。
- 4 事業者は、大会課の占用期間においても、大会課と協議の上、当該期間に実施できない業務を除き、要求水準書等に従い特定事業施設の維持管理業務を実施しなければならない。
- 5 要求水準書等に定めのない事業者の費用負担が生じる可能性が確認された場合は、原則、県が負担する。なお、費用の支払方法等について県と事業者が協議のうえ、県が係る内容を決定する。この場合において、県は、要求水準書等の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 47 条（使用料、施設使用規則等）

- 1 事業者は開業準備業務（事前準備段階）において、自らの提案する事前広報開始時期や第46条において必要となる時期までに、本条例、本契約、要求水準書等、事業計画、及び提案書類に従い、特定事業施設の予約枠、利用料金体系、予約システム等の整備を行う。
- 2 事業者は設計業務完了までに、県が本条例に定める特定事業施設の上限、及び県が本条例をもとに制定する特定事業施設の管理規則（以下「管理規則」という。）に含める情報等を県と協議する。
- 3 事業者は前2項の業務を遂行するうえで、設計企業及び運営企業と密接に連携し、特定事業施設の利用方法、利用料金その他の事項を定めた規則（以下「施設使用規則」という。）の案を設計業務完了までに作成する。
- 4 県は要求水準書及び前2項の提案に基づき、設計業務の完了確認後速やかに本条例の改正を行い、管理規則を制定する。
- 5 事業者は、県が管理規則を制定した後に施設使用規則を設定し、県の承認を受けただうえで施設使用規則を特定事業施設に適用する。
- 6 事業者は第1項及び県と事業者の間で締結する「災害時における広域防災拠点指定施設に関する協定書」を踏まえ、県と協議のうえ定めた日までに施設使用規則を策定する。なお、災害時における広域防災拠点指定施設に関する協定書は、本契約締結後、別紙12の様式に従って、県及び事業者が協議のうえ、特定事業施設の引渡日までに締結する。
- 7 事業者は、本条例、管理規則、及び施設使用規則に従い、指定管理者として特定事業施設の利用者から所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。利用料金の収納に関する業務については、そのすべてを事業者の責任で行い、利用料金の未収納について、県はその責任を負担しない。また、特定事業施設の利用者数の増減に関するリスクはすべて事業者の負担とする。
- 8 県は、随時、自らの費用により、利用料金の出納状況について、事業者に対し監査を実施できる。
- 9 事業者は、本条例で定める範囲内で利用料金を改定する場合、県の承認を得るものとする。なお、利用料金の改定を事業者が希望する場合は、毎事業年度の開始までに県に申し出るものとし、年度途中であっても改定を県に申し出ることができるものとする。但し、本条例で定める使用料の上限を超える利用料金への改定を希望する場合には、本条例の変更の可否を含め、県と事業者で協議を行うものとする。
- 10 事業者は、特定事業施設において、施設使用規則を常時配布、閲覧できるようにしなければならない。
- 11 事業者は、県の承認を受けた施設使用規則を変更する場合、事前に県の承認を受けなければならない。

第 48 条（開業準備業務に関する第三者の利用）

- 1 事業者は、県の承諾を受けた場合に限り、開業準備業務の一部を構成企業その他の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 県は、事業者に対して、事業者と開業準備業務を実施する者との業務委託契約書又は業務請負契約書の写しの提出及び開業準備業務の実施体制に係る事項についての報告を求めることができる。
- 3 開業準備業務に関する発注は、事業者の責任及び費用負担において行うものとし、開業準備業務に関して事業者が使用する構成企業その他の第三者の責に帰すべき事由は、事業者の責に帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。

第5章 運営・維持管理業務

第1節 総則

第49条（指定管理）

- 1 県は、要求水準書等及び本条例に基づき、奈良県議会の議決を経て、本契約締結日に事業者を特定事業施設の指定管理者として指定する。
- 2 事業者は、本契約及び要求水準書等に従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適切に執行しなければならない。
- 3 事業者が指定管理者として行う業務の範囲は、本条例に定める業務のうち次に掲げるものとする。
 - (1) 特定事業施設の利用を許可すること
 - (2) 前号の許可に条件を付けること
 - (3) 特定事業施設利用の中止を承認すること
 - (4) 特定事業施設の利用に係る指示をすること
 - (5) 特定事業施設利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること
 - (6) その他特定事業施設を維持管理し、運営すること
- 4 事業者は、第1項の指定がその効力を生じた場合には、特定事業施設における指定管理者として自らの責任と費用において前項の業務を実施する責任を負う。

第50条（指定管理者の指定の取消し等）

- 1 事業者を特定事業施設の指定管理者とする指定が地方自治法第244条の2第11項の規定により取消されたときは、本契約は第95条の規定により解除されたものとみなし、第12章の規定を適用する。
- 2 事業者が、地方自治法第244条の2第11項に基づき期間を定めて、特定事業施設の管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、停止を命じられた業務に対応する範囲で、本契約の履行を行ってはならない。事業者は、業務を停止するにあたり、業務の引継ぎ等について県の指示に従うものとする。
- 3 前項により事業者が履行できない本契約上の事業者の業務については、停止を命じられている期間中、県が自ら又は第三者に委託して行うことができる。
- 4 事業者は、前項に従い県が本契約上の事業者の業務を実施した場合、県が当該業務の実施に要した費用を県に支払わなければならない。ただし、事業者が業務の停止期間に対応する利用料金及びサービス購入料を自らの収入として収受していない場合は、この限りでない。
- 5 前三項の規定は、県が前項の費用に相当する金額以上の損害が生じたときにこれを事業者に請求することを妨げるものではない。
- 6 県は、本契約が第12章（契約の解除又は終了）の規定により解除されたときは、所定の手続により、事業者を特定事業施設の指定管理者とする指定を取り消すものとする。

第51条（運営・維持管理業務）

- 1 事業者は、別紙2に規定する運営・維持管理業務開始日の1年前までに、要求水準書等に基づき運営・維持管理業務計画書を作成し、県の確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、運営・維持管理業務期間中、要求水準書等に従って年次業務計画書、年次自主事業計画書、業務従事者名簿、運営・維持管理マニュアル及びセルフモニタリング計画書を作成し、

県の確認を受けなければならない。

- 3 運営・維持管理業務の進捗管理は、事業者の責任において実施し、県に対し、運営・維持管理業務に関する年次業務報告書、四半期業務報告書、月報、セルフモニタリング報告書、年次収支報告書、教育・研修記録及び修繕・更新報告書を提出することにより、運営・維持管理業務の進捗を報告しなければならない。
- 4 運営業務責任者及び維持管理業務責任者は、要求水準書等及び運営・維持管理業務計画書に基づき、運営業務及び維持管理業務が要求水準書等に基づき適切に行われていることを確認し、県に対して前項の各報告書を提出しなければならない。事業者は、県から要請があった場合、運営・維持管理業務の内容に係る事前説明及び事後報告を行う。

第2節 運営業務

第52条（運営業務の実施）

事業者は、運営・維持管理業務期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書等、事業計画書及び提案書類に従って、運営業務を実施しなければならない。

第53条（運営に関する第三者の利用）

- 1 事業者は、要求水準書等の定めに従い、特定事業施設の運営を運営企業に委託し又は請け負わせなければならない。事業者は、運営企業が事業者から受託し又は請け負った運営の全部を一括して若しくはその主たる部分を、運営企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、県の承諾を受けた場合に限り、特定事業施設の運営業務の一部を運営企業以外の第三者に委託し又は請け負わせることができる。当該県の承諾を受けたときは、事業者から運営の一部を受託し又は請け負う第三者を運営企業とみなして本契約の規定を適用する。
- 3 県は、事業者に対して、事業者と運営業務を実施する者との業務委託契約書又は業務請負契約書の写しの提出及び運営体制に係る事項についての報告を求めることができる。
- 4 特定事業施設の運営に関する発注は、事業者の責任及び費用負担において行うものとし、運営に関して事業者が使用する運営企業の責に帰すべき事由は、事業者の責に帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 5 県は、運営企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（運営）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（運営）の名称、下請負者等（運営）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第54条（災害・緊急事態発生時の施設利用等）

- 1 事業者は、県の要請に従い、災害・緊急事態等発生時の特定事業施設の利用等に協力しなければならない。なお、県が事業者を求める協力の内容・範囲は要求水準書に定めるとおりとする。
- 2 前項の規定による災害時の特定事業施設の利用等により特定事業施設の貸出の取消しや提案書類に基づく事業の収入減等が生じた場合において、県はこれを補償しない。
- 3 事業者は、第1項に従い県による特定事業施設の利用を担保するため、特定事業施設の利用者による利用の許可に当たって、第1項により県が特定事業施設の利用等を事業者に通知したときは、必要な範囲で利用の予約が取り消され、又は速やかに特定事業施設の利用を終了することを条件として付さなければならない。

第55条（主催事業）

- 1 事業者は、運営・維持管理業務期間中、法令等、本契約、要求水準書等、事業計画書及び提案書類に従って、自己の責任において主催事業を行うことができる。
- 2 事業者は、主催事業を実施する場合は要求水準書等に従い、対象年度の前年度8月末日までに県に対し主催事業年度実施計画を提出し、同年度10月末日までに県の承認を得なければならない。
- 3 主催事業の原資は、前項の県が承認した主催事業年度実施計画に定めるサービス購入料に限るものとする。ただし、事業者は、前項の県の承認が得られなかった事業内容を、自主事業として

実施することができる。

- 4 主催事業によって得られた収入は、事業者の収入とする。

第 56 条（自主事業）

- 1 事業者は、運営・維持管理業務期間開始日の 1 年前までに自主事業計画書を県に提出してその確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、運営・維持管理業務期間中、県に対し、あらかじめ自主事業の内容を提案し、県の承諾を得た場合、法令等、本契約、要求水準書等、事業計画書及び提案書類に従って、自己の責任及び費用負担において、自主事業を行うことができる。
- 3 事業者は、提案書類に記載した自主事業を変更し又は追加する場合には、要求水準書等に従い、県に対し、あらかじめ変更又は追加する内容を提案し、県の承諾を得なければならない。
- 4 自主事業は事業者の独立採算とする。なお、自主事業に基づき特定事業施設を使用する場合、事業者の会計上、その利用料金を自らに支払うものとして計上しなければならない。
- 5 自主事業によって得られた収入は、事業者の収入とする。

第 3 節 維持管理業務

第 57 条（維持管理業務の実施）

事業者は、運営・維持管理業務期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書等、事業計画書及び提案書類に従って、維持管理業務を実施しなければならない。

第 58 条（維持管理に関する第三者の使用）

- 1 事業者は、要求水準書等の定めに従い、特定事業施設の維持管理を維持管理企業に委託し又は請け負わせなければならない。事業者は、維持管理企業が事業者から受託し又は請け負った維持管理の全部を一括して若しくはその主たる部分を、維持管理企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、県の承諾を受けた場合に限り、特定事業施設の維持管理業務の一部を維持管理企業以外の第三者に委託し又は請け負わせることができる。当該県の承諾を受けたときは、事業者から維持管理の一部を受託し又は請け負う第三者を維持管理企業とみなして本契約の規定を適用する。
- 3 県は、事業者に対して、事業者と維持管理業務を実施する者との業務委託契約書又は業務請負契約書の写しの提出及び維持管理体制に係る事項についての報告を求めることができる。
- 4 特定事業施設の維持管理に関する発注は、事業者の責任及び費用負担において行うものとし、維持管理業務に関して事業者が使用する維持管理企業の責に帰すべき事由は、事業者の責に帰すべき事由とみなす。
- 5 県は、維持管理企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（維持管理）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（維持管理）の名称、下請負者等（維持管理）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第 59 条（自主事業施設等）

- 1 事業者は、特定事業施設と一体のものとして自主事業施設を整備しようとするときは、要求水準書等に従って、県に必要な書類を提出し、その用地又は自主事業施設部分について県との間で民法第 593 条に基づく使用貸借契約を締結する。
- 2 自主事業施設の整備に係る費用は要求水準書等に従い事業者の独立採算とするが、その詳細は県と協議して定めるものとする。
- 3 事業者は、特定事業施設とは分棟で自主事業施設を整備しようとするときは、要求水準書等に従って、県に必要な書類を提出し、その用地について県との間で事業用定期借地権設定契約を締結しなければならない。なお、その用地及び自主事業施設は特定事業施設には含めない。事業者は、当該事業用定期借地権設定契約に基づく賃料を県に支払うものとし、自主事業施設の整備に係る費用は、全て事業者が負担するものとする。

- 4 事業者は、特定事業施設又はその用地内に自動販売機を設置しようとするときは、要求水準書等に従って、県に必要な書類を提出し、県の行政財産使用許可を受けてこれを行うものとする。
- 5 事業者は、特定事業施設の屋内の一部に広告を掲載しようとするときは、要求水準書等に従って、県と事前に協議のうえ、県の行政財産使用許可を受けてこれを行うものとする。
- 6 事業者は、事業期間が終了したときは、要求水準書等に従い、第1項の自主事業施設については内装等を撤去の上、原状回復して県に返還するものとし、第3項の自主事業施設については当該施設を収去して県に更地を引き渡すものとする。ただし、要求水準書の定めに従い、県が無償で自主事業施設を譲り受ける旨の協議が整った場合はこの限りではない。
- 7 事業者は、事業期間又は第4項に基づく自動販売機の設置期間若しくは第5項に基づく広告の掲載期間が終了したときは、自動販売機若しくは広告又はこれらに関連する設備等を撤去の上、原状回復を行うものとする。ただし、県から別途の指示があった場合はこの限りではない。

第6章 周辺事業との調整等

第60条（周辺事業者との調整及び協力）

- 1 県及び事業者は、本事業がまちづくり事業その他の周辺事業と一体不可分の事業であることを確認するとともに、特定事業施設、附属事業施設、及び民間提案施設並びにその他周辺施設が相互に連携するために、市、鉄道事業者、及びまちづくり事業者との間で必要な連携及び協力に努めるものとする。
- 2 事業者は、前項の協力内容を定めるため、県が必要と認めるときは、まちづくり事業者その他の関係当事者との間で協定を締結する。
- 3 事業者は、県又は市が本件施設に関して個別に発注する第三者の業務が、本件施設に関する業務遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う業務の円滑な遂行に協力し、その遂行に必要な調整を行う。
- 4 事業者は、事業期間中において、県又は市の実施する業務等が、本契約に定める自らの業務の実施に関連する場合には、当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行う。
- 5 事業者は、前2項における関連業務が実施される場合、関連業務を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わず、県、市又は第三者による前2項における関連業務の実施により事業者に損害が発生したときは、県又は市に対して当該損害の賠償を請求することができる。ただし、事業者による協力及び調整が不相当と認められる場合はこの限りでない。

第7章 適正な業務の確保

第61条（要求水準を満たす業務の実施）

- 1 事業者は、自らの責任及び費用負担において、社会情勢又は本件施設に対する要請の変更等に応じて要求水準を満たす方法により、本事業を実施しなければならない。
- 2 県は、本事業が要求水準を満たし適正かつ確実に遂行されているか否かを確認するため、別紙5（モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法）に基づき、モニタリングを行う。

第62条（要求水準の変更）

- 1 県は、事業期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合、要求水準書を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
 - (1) 法令等の変更により業務内容を著しく変更せざるを得ないとき
 - (2) 災害、事故等により、特別な業務内容が必要とき又は業務内容を著しく変更したとき
 - (3) 事業者が要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的又は効率的な手法等の改善提案を行ったとき
 - (4) その他変更が特に必要と認められるとき
- 2 前項の要求水準書の変更に伴う追加費用の負担は、かかる要求水準書の変更が①法令等が改正

され又は制定されたことによる場合は第79条に従い、②税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第80条に従い、③不可抗力による場合は第76条に従うものとし、④前記①から③以外の場合であって、県の事由による場合は県が、事業者の事由による場合は事業者が、それぞれ負担するものとする。

3 本条に基づく要求水準書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額についてはサービス購入料から差し引くことにより県の帰属とする。ただし、事業者からの改善提案等に起因して事業者の費用が減少したと合理的に認められる場合には、当該費用相当額についてはサービス購入料の変更を行うことなく事業者の帰属とする。

4 本条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行うものとする。

第 63 条（要求水準の変更による措置）

1 事業者は、前条第 1 項に基づく要求水準書の変更に伴う措置を検討するにあたり、設計業務の完了若しくは本件施設の引渡の遅延又は事業者の費用の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、県に通知するとともに県と協議しなければならない。

2 要求水準の変更がなされる場合で、成果物の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、成果物を変更する。

3 要求水準の変更がなされる場合で、運営・維持管理業務計画書又は年次業務計画書その他の計画書の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、運営・維持管理業務計画書又は年次業務計画書その他の計画書を変更する。

第 64 条（経営状況の報告）

1 事業者の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。ただし、事業者の設立年度については、事業者の設立日から最初に到来する 3 月 31 日までを事業年度とする。

2 事業者は、毎事業年度、年次業務計画書を作成し、当該事業年度の開始日の 6 か月前までに、県に提出しなければならない。

3 事業者は、特定事業、附属事業及び自主事業について、それぞれ区分して経理しなければならない。区分経理の方法は、事業者が提案し、県の確認を受けるものとする。

4 事業者は、会計監査人を置き、事業年度の末日から 3 月以内に、会計監査人による監査を受けた計算書類等（会社法第 442 条第 1 項に規定する計算書類等をいう。）及び事業報告を含む年次収支報告書を県に提出し、その概要を事業者のホームページ上で公表しなければならない。また、事業最終年度は、事業期間全ての収支や事業成果等を整理した事業総括報告書を県に提出し、県の確認を受けなければならない。

5 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

6 県は、第 2 項又は第 4 項の規定に基づき提出された書類に記録された情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律その他の法令の規定の定めるところにより開示することができる。

7 県は、本事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その費用負担において、その指名する公認会計士又は監査法人に事業者の財務状況を調査させることができる。

8 事業者は、事業期間中、事業者の財務情報に関し県が必要と認めて（県の公有財産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項について、遅滞なく県に報告しなければならない。

第 65 条（県による指示等）

1 県は、事業者による本事業の適正な実施を期するため、事業者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関する報告を求め、実施について調査し又は必要な指示をすることができる。

2 前項の県の調査又は指示に従うことにより事業者に費用が発生する場合、かかる費用は事業者の負担とする。

第 66 条（臨機の措置）

- 1 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ県の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を県に直ちに通知しなければならない。
- 3 県は、災害防止の他、本事業を実施するうえで特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス購入料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、県が負担する。

第 67 条（セルフモニタリング）

- 1 事業者は、要求水準書等で定める業務報告のほか、事業期間中、別紙 5 及び事業者の作成するセルフモニタリング計画書に従いセルフモニタリングを行い、セルフモニタリング報告書等を所定の期限までに、又は県の請求に従って随時、県に提出するとともに、各業務の内容に対するセルフモニタリング結果の反映等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、セルフモニタリングの結果、要求水準及び提案書類以上の成果を確認した場合は、別紙 5 に基づき、県に対しストロングポイントの申請を行うことができる。
- 3 県は、前項に規定するストロングポイントの申請を受けた場合は、遅滞なくこれを審査し、結果を書面にて事業者に通知する。
- 4 事業者は、第 1 項のセルフモニタリングの内容及び結果について、事業者のウェブサイトにおいて公表する。

第 68 条（県によるモニタリング）

- 1 県は、前条第 1 項に基づき提出された書類や事業者の業務内容に対し、別紙 5 の定めに従って、各業務が要求水準を満たし、かつ提案書類に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かのモニタリングを行う。
- 2 事業者は、別紙 5 の定めに従って、かかる県のモニタリングに必要な協力を行う。
- 3 県は、前条第 1 項のセルフモニタリング及び前項のモニタリングにより、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は提案書類に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙 5 の定めに従って、事業者に対して軽微な指摘、是正指示、又は是正勧告を行うとともに、是正勧告を行った場合における罰則点の付与、サービス購入料の支払留保、及び減額並びに各業務の業務委託請負先の変更請求を行うことができる。

第 69 条（モニタリングの変更）

- 1 県は、事業期間中、要求水準が変更された場合、県の事由により本事業の業務内容の変更が必要な場合、その他本事業の業務内容の変更が特に必要と認められる場合には、別紙 5 を変更することができる。この場合、事業者は、県の承認を得て、セルフモニタリング計画書を変更しなければならない。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
- 2 県及び事業者は、本契約が変更された場合、必要に応じて別紙 5 及びセルフモニタリング計画書を変更するものとする。
- 3 前 2 項の別紙 5 及びセルフモニタリング計画書の変更が事業者の責に帰すべき事由により行われた場合（自主事業及び自主事業施設に係る変更を含む。）には、本契約に別段の定めがあるときを除き、これに伴う追加費用については事業者の負担とする。
- 4 第 1 項又は第 2 項の別紙 5 及びセルフモニタリング計画書の変更が県の責に帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う追加費用については県の負担とする。
- 5 第 1 項又は第 2 項の別紙 5 及びセルフモニタリング計画書の変更が県又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により行われた場合には、本契約に別段の定めがあるときを除き、事業者は、かかる変更に伴い自らに発生した全ての増加費用について、一時的な支払等を行うものとする。

る。また、県及び事業者は、かかる変更に伴い事業者が一時的に支払等を行った増加費用の最終的な負担方法について、合意が成立するまでの間、誠実に協議する。ただし、1か月以内に協議が整わなかった場合には、県がこれを決定することができるものとする。

- 6 第1項又は第2項の別紙5及びセルフモニタリング計画書の変更は書面をもって行うものとする。

第70条（事業終了時のモニタリング）

- 1 県及び事業者は、別紙5の定めに従って、事業期間の満了する日の3年前から、事業期間満了後の特定事業に係る資産の取扱いについて、協議を行うものとする。
- 2 事業者は、事業期間の満了する日の2年前までに、要求水準書等に従って、特定事業施設及び設備の老朽化点検・劣化診断等を行い、報告書としてとりまとめるとともに、当該施設及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を、県に報告し、県の確認を受けるものとする。県及び事業者は、かかる確認内容に基づき、必要に応じて、事業期間満了までの当該施設及び設備の修繕及び更新に係る計画並びに事業期間満了後の特定事業に係る資産の取扱いについて協議する。
- 3 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時まで、前2項の協議の結果を反映した修繕及び更新に係る計画書に基づき、本事業に係る施設及び設備の修繕及び更新を行うほか、長期修繕計画の更新を行い、県の確認等を受ける。
- 4 事業者は、別紙5に定める書類を事業期間満了時に県に提出し、県の確認を受けるものとする。

第8章 責任及び損害の分担

第71条（責任及び損害等の分担原則）

- 1 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負い、本事業において事業者が生じた収入の減少、追加費用の発生その他損害又は損失については、すべて事業者が負担し、県はこれについて何ら責任を負担しない。
- 2 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業の実施に関する県による承認、確認若しくは立会い又は事業者からの県に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、県は何ら責任を負担しない。
- 3 本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、すべて事業者が負担する。

第72条（一般的損害）

特定事業施設又は引渡前の本件施設について生じた損害その他本事業の実施に関して生じた損害（次条第1項及び第74条第1項に規定する損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第10条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

第73条（第三者に及ぼした損害）

- 1 本事業の実施について第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）は、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第10条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち県又は市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。
- 2 前項の場合その他本事業の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、事業者の責任において、その処理及び解決に当たる。

第74条（帰責事由者不明の損害）

- 1 引渡し後の特定事業施設について生じた損害のうち、不可抗力に該当せず、事業者による要求

水準書等に定める業務の履行にかかわらず、回避不可能であった損害が生じた場合、事業者は当該損害の発生の原因となった者（以下「帰責事由者」という。）の調査及び県に対する報告の責任を負う。

- 2 県は、前項の報告内容を踏まえ、帰責事由者を不明とすることがやむを得ないと認めるときは、事業者と協議のうえ、前項に定める損害の回復に必要な費用（第10条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち当該事業年度のサービス購入料の100分の1を超える額を負担する。この場合において、県が負担した費用は第76条第2項又は第4項により県が負担する額と合算するものとして、本項、第76条及び第77条の規定を適用する。
- 3 事業者は、前項の定めに従い、県が費用負担を行った後、帰責事由者が判明したときは、事業者の責任及び費用で当該帰責事由者に対する責任追及を行い、県に回収額を納付するか、又は県が当該帰責事由者に対して行う求償請求に合理的な範囲で協力するものとする。

第75条（不可抗力）

- 1 本契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下、本条において「不可抗力通知」という。）により、事業者は県に対して直ちに通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、各業務（自主事業及び自主事業施設に関する業務を除く。）の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 本契約の履行のための費用（自主事業を除く。）が著しく増加するとき。
 - (3) 事業者から県への本件施設の引渡前に、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき。
- 2 事業者が不可抗力通知を県に送付し、県がこれを受領した場合において、本契約に基づく事業者の債務が当該不可抗力により履行不能となったときは、県は、当該不可抗力の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免責する。ただし、県及び事業者は、不可抗力により県、市、事業者、鉄道事業者及びまちづくり事業者に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 県は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス購入料の支払において、事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を合理的な範囲で控除することができる。
- 4 県は、事業者から第1項第1号から第3号までの規定による不可抗力通知を受けたときは、速やかに事業者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において不可抗力事由発生の日から120日を経過しても協議が整わないときは、県は事業の継続についての対応を定め、事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。
- 5 事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、本契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、特定事業施設又は引渡前の本件施設に生じた損害の復旧その他要求水準書等に従った対応を実施する。

第76条（不可抗力による損害）

- 1 事業者は、前条第4項の協議又は県の通知により定める対応方法及び前条第5項の対応に要した費用その他の不可抗力により被った損害による費用（事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第10条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の負担を県に請求することができる。
- 2 県は、前項の規定により事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額のうち当該事業年度のサービス購入料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 3 前条第1項第3号の規定に基づく不可抗力通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同号の損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、事業者は、この項前段の規定により確認された損害による費用の負担を県に請求することができる。
- 4 県は、前項の規定により事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額のうち当該事業年度に支払われるべき設計・建設業務に対するサービス購入料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項による損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 事業者は、前項第1号から第3号までに示す損害額のうち、事業者の負担する額が不当であるとする場合は、その理由及び請求額（根拠を含む）を添えて、書面にて県に通知することができる。

7 県は、事業者から前項の通知を受けたときは、速やかに事業者と損害額の見直しに関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から120日を経過しても協議が整わないときは、県は見直し後の損害額を定め、事業者に通知する。

第77条（数次にわたる不可抗力による本件施設の損害）

同一の事業年度における数次にわたる不可抗力による本件施設の損害により損害及び費用の合計額が累積した場合における第二次以降の前条第2項又は第4項に規定する県の負担については、同各項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、同条第2項中「当該事業年度のサービス購入料の100分の1を超える額」とあるのは「当該事業年度のサービス購入料の100分の1を超える額から当該年度において既に負担した額を差し引いた額」と、同条第4項中「当該事業年度に支払われるべき設計・建設業務に対するサービス購入料の100分の1を超える額」とあるのは「当該事業年度に支払われるべき設計・建設業務に対するサービス購入料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第78条（法令等変更）

1 本契約の締結後に法令等の改正又は制定（以下「法令等変更」という。）により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下本条において「法令改正通知」という。）により、事業者は県に対して直ちに通知する。

(1) 要求水準書等に規定された条件に従って、各業務（自主事業及び自主事業施設に関する業務を除く。）の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(2) 本契約の履行のための費用（自主事業を除く。）が著しく増加するとき。

2 事業者は、本契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、本契約に基づく義務の履行を免れる。

3 県は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス購入料額の支払において、事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4 事業者は、法令等変更による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。

5 県は、事業者から第1項の通知を受けたときは、速やかに事業者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から120日を経過しても協議が整わないときは、県は事業の継続についての対応を定め、事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。

第79条（法令等変更による費用変更）

1 事業者は、前条第5項の協議又は県の通知により定める対応方法により本事業の継続に要する費用が増加することとなった場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担する。ただし、特定法令変更により事業者に生じた追加費用のうち、追加費用の発生防止手段が事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認める追加費用については、県が負担する。なお、県は、事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

- 2 県は、法令等変更による費用の減少があると認めるときは、事業者に対しサービス購入料の変更を請求することができる。

第 80 条（税制変更）

- 1 本契約の締結後に本事業の実施に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下本条において「税制改正通知」という。）により、事業者は県に対して直ちに通知する。
- 2 前条（法令等変更による費用変更）の規定にかかわらず、県及び事業者は、税制改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いに従い、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議する。なお、県は、事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。
 - (1) 事業者の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用については、事業者の負担とする。
 - (2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用については、県が当該費用を負担する。
- 3 前各項の規定にかかわらず、サービス購入料に係る消費税等の税率変更による追加費用については第85条の定めによるものとし、レベニューシェア、その他の事業者の支払に係る消費税等の税率変更による追加費用については事業者の負担とする。

第 81 条（損害賠償責任）

- 1 県及び事業者は、相手方が本契約に定める義務に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。
- 2 事業者が本事業の実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合には、直ちにその状況を県に報告する。
- 3 県が、第73条第1項の規定により事業者が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、県からの請求を受けた場合には、直ちに支払わなければならない。

第 9 章 サービス購入料

第 82 条（サービス購入料の支払）

県は、本事業の実施に係るサービス購入料を別紙4の定めに基づき、事業者に支払う。

第 83 条（サービス購入料の減額及び返還）

- 1 前条の定めにかかわらず、サービス購入料の支払額は、別紙5に定めるところに従い減額される。
- 2 サービス購入料の支払後に、事業者が県に提出した当該サービス購入料の支払の前提となる報告書に虚偽の記載があることが判明した場合には、事業者は、当該虚偽記載がなければ県が減額することができたサービス購入料の相当額について、県に返還しなければならない。

第 84 条（物価の変動に基づくサービス購入料の変更）

- 1 県又は事業者は、別紙6の規定に基づき、設計・建設業務に係る物価変動に基づくサービス購入料の改定が必要となった場合は、別紙6に記載する手続に従い、サービス購入料を改定することができる。
- 2 県又は事業者は、別紙7の規定に基づき、開業準備業務、運営業務及び維持管理業務に係る物価変動に基づくサービス購入料の改定が必要となった場合は、別紙7に記載する手続に従い、サービス購入料を改定することができる。

第 85 条（金利の変動又は税率変更に基づくサービス購入料の変更）

県又は事業者は、別紙8の規定に基づき、金利変動又は税率変更に基づくサービス購入料の改定が必要となった場合は、別紙8に記載する手続に従い、サービス購入料を改定することができる。

第 86 条（技術の進歩等によるサービス購入料の変更）

- 1 本契約の締結の日から12か月を経過した場合において、相当の技術の進歩により市場の実勢価格を勘案してサービス購入料が著しく不相当となったときは、県又は事業者は、係るサービス購入料の変更を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、本条の規定によりサービス購入料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、前項中「本契約の締結の日」とあるのは「直前の本条に基づくサービス購入料変更の基準とした日」とする。

第 87 条（サービス購入料の変更方法）

- 1 第31条第5項、第32条第2項、第79条第2項及び第83条から前条までに規定するサービス購入料の変更又は返還については、県と事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から120日以内に協議が整わない場合には、県が定め、事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知するものとする。ただし、サービス購入料の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。
- 3 第20条第6項及び第7項、第31条第5項、第32条第2項、第62条第2項、第66条第4項、第73条第1項但書、第74条第2項、第76条第2項及び第4項並びに第79条第1項但書の規定により事業者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に県が負担する必要な費用の額については、県と事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から120日以内に協議が整わない場合には、県が定め、事業者に通知する。

第 88 条（サービス購入料の変更等に代える要求水準書の変更）

- 1 県は、20条第6項及び第7項、第31条第5項、第32条第2項、第62条第2項、第66条第4項、第73条第1項但書、第74条第2項、第76条第2項及び第4項、第79条第1項但書並びに第83条から第86条までの規定によりサービス購入料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、サービス購入料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書を変更することができる。
- 2 事業者は、第62条第3項、第79条第2項及び第83条から第86条までの規定によりサービス購入料を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、サービス購入料の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更その他の事業者によるサービス内容の向上を提案することができる。
- 3 第1項又は前項の場合において、要求水準書の変更内容は、県と事業者が協議して定める。ただし、協議開始から60日以内に協議が整わない場合には、県が定め、事業者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、県がサービス購入料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

第 10 章 レベニューシェア

第 89 条（レベニューシェア）

- 1 事業者は、運営・維持管理業務期間中、別紙9の定めに基づきレベニューシェアが発生したときは、同別紙の定めに従い当該レベニューシェアに係る金額を県に支払う。
- 2 事業者は、別紙5に基づくストロングポイントが基準に達した場合、同別紙に基づき事業者のレベニューシェア率の変更を申請することができる。

第 11 章 表明保証及び誓約

第 90 条（事業者による表明及び保証）

事業者は、本契約締結日現在において、県に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。

- (2) 事業者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。
- (3) 事業者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履踐していること。
- (4) 本事業を実施するために必要な事業者の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、事業者に対して係属しておらず、事業者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- (5) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 事業者の資本金と資本準備金の合計額は●円1であること。
- (8) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること。
- (9) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めがあること。
- (10) PFI 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

第 91 条（事業者による誓約事項）

- 1 事業者は、本契約の締結後速やかに（契約書については当該契約書の調印後速やかに）次の各号に掲げる各書類の写しを県に対して提出し、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、事業者について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを県に提出しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 履歴事項全部証明書
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書
 - ア 本事業に関する事業者に対する融資等に係る契約書
 - イ 事業者が保有する資産及び事業者の発行済株式に対する担保権設定に係る契約書
 - ウ 本契約その他県と事業者の間に締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書
- 2 事業者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、法令等及び本契約の定めを遵守するか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事業者は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。
 - (2) 事業者は、本契約を締結し履行する完全な能力を有し、本契約上の事業者の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって事業者に対して強制執行可能な義務として負担すること。
 - (3) 事業者が本契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履踐すること。
 - (4) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。
 - (5) 事業者の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。
 - (6) 事業者は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準備金の合計額を●円以上2に維持すること。
 - (7) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めを置くこと。
 - (8) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年

1 落札者の提案に基づき記載します。

2 落札者の提案に基づき記載します。

度とする定めを置くこと。

- 3 事業者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間、県の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
 - (2) 議決権付株式の発行（議決権付株式を保有する者に割り当てる場合であって、当該割当後も代表企業の議決権付株式の保有割合が事業者の議決権付株式を保有するすべての者の中で最大である場合を除く。）
 - (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

第 92 条（事業者の株式）

- 1 事業者が議決権付株式又は完全無議決権株式を発行する場合及び議決権付株式又は完全無議決権株式の譲渡が行われる場合、当該株式の発行を受ける者及びその譲受人は、時期を問わず、いずれも次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。ただし、次に掲げる全ての条件を満たす者への発行又は譲渡後に、引受人又は譲受人が地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当することとなった場合は、この限りでない。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。
 - (2) 県の議会の議員、知事及び副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に該当しない者であること。
 - (3) 「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」の規定による入札参加停止を受けていない者又は「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領」に規定する入札参加停止の措置要件に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (7) 破産法の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者、手形交換所若しくは電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は発行若しくは譲渡の日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者でないこと。
 - (8) 奈良県税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
 - (9) 役員等が暴力団員でないこと。
 - (10) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (11) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (13) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 議決権付株式の発行又は譲渡であって、設計企業、建設企業、工事監理企業、運営企業又は維持管理企業に当たる構成企業が譲渡を行う場合において、譲受人が入札説明書に定める

入札参加資格要件の充足を維持できること。

(15) PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しないものであること。

(16) 議決権付株式の発行又は譲渡の場合、当該発行の引受人又は譲渡の譲受人が、発行又は譲渡後落札者の構成企業として基本協定①の条項に拘束されることについて同意していること。

- 2 事業者は、前項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、完全無議決権株式を発行し、これを割り当てることができる。事業者は、かかる割当てを受けた者から、基本協定①別紙 2（株主誓約書の様式）又は別紙 3（誓約書の様式）の様式及び内容の株主誓約書又は誓約書を徴求の上あらかじめ県に提出させ、また、前項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていることを誓約させるとともに、割当て先等、県が必要とする情報を速やかに報告しなければならない。
- 3 完全無議決権株式を保有する者は、自ら保有する完全無議決権株式につき、時期を問わず、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。事業者は、完全無議決権株式についてかかる処分が行われる場合は、当該完全無議決権株式の譲渡を行った者をして、その譲受人から、基本協定①別紙 2（株主誓約書の様式）又は別紙 3（誓約書の様式）の様式及び内容の株主誓約書又は誓約書を徴求の上あらかじめ県に提出させ、また、第 1 項に掲げる条件を満たした上で当該譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、県が必要とする情報を速やかに報告しなければならない。
- 4 議決権付株式は、会社法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式でなければならない。
- 5 事業者は、第 1 項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、議決権付株式を発行し、基本協定①に基づきあらかじめ認められた者以外の者にこれを割り当てる場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。
- 6 議決権付株式を保有する者は、自ら保有する議決権付株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して、議決権付株式の一部を譲渡する場合であって当該譲渡後も代表企業の議決権付株式の保有割合が事業者の議決権付株式を保有するすべての者の中で最大である場合を除く。事業者は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について県の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければならない。
- 7 前項の定めにかかわらず、県は、議決権付株式を保有する者から、本事業のための融資を行う金融機関等のために、その保有する議決権付株式に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、第 110 条に基づく協定書が県と当該金融機関等との間で県が合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。
- 8 県は、第 5 項に定める割当て又は第 6 項に定める譲渡につき、当該株式の割当てを受ける者又は譲受人が第 1 項の要件を満たし、かつ当該割当て又は譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該割当て又は譲渡を承認する。事業者は、当該承認を得て当該割当て又は譲渡が行われた場合、当該株式の割当てを受けた者から、又は譲渡を行った者をして、その譲受人から、他の議決権付株式の保有者と連名で基本協定①別紙 2（株主誓約書の様式）の様式及び内容の株主誓約書を徴求の上あらかじめ県に提出し、また、第 1 項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていること又は譲渡を行っていることを誓約させるとともに、割当て先又は譲渡先等、県が必要とする情報を速やかに報告する。
- 9 前各項の定めにかかわらず、代表企業を変更することはできない。ただし、県の事前の書面による承認を得た場合を除く。

第 93 条（契約上の地位譲渡）

- 1 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、県の事前の書面による承諾なくして、本契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。
- 2 前項の定めにかかわらず、県は、事業者から、提案書類に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、本契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に担保権を設定することについての承諾の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、第 110 条に基づく協定書が県と当該金融

機関等との間で県の合理的に満足する内容（相殺を含む県の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含む。）にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。

第 94 条（事業者の兼業禁止）

事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。

第 12 章 契約の解除又は終了

第 95 条（事業者の責に帰すべき事由による県の解除権）

- 1 県は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 県が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
 - (2) 県が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、事業者の責に帰すべき事由により本件施設の引渡しが行われないうとき又は引渡予定日経過後相当の期間内に本件施設を引き渡す見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が本契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると県が合理的に認めたとき。
 - (4) 開業準備業務について、要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、国スポーツ等の開催に著しい支障をきたすおそれが認められるとき。
 - (5) 運営・維持管理業務について要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、別紙 5（モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法）に定めるところにより県が本契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
 - (6) 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
 - (7) 落札者のいずれかが基本協定①第 10 条（談合その他の不正行為による PFI 事業等契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (8) 落札者のいずれかが基本協定①第 11 条（暴力団排除に係る PFI 事業等契約の不締結等）第 1 項に該当するとき又は事業者が本契約に定める暴力団排除に係る特約条項に違反したとき。
 - (9) 本事業の遂行を放棄し、当該状態が 3 日以上継続したとき。
 - (10) 事業者が県に提出する報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。
 - (11) 第 96 条、第 97 条第 2 項又は第 98 条第 1 項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (12) 事業者を特定事業施設の指定管理者とする指定が、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項により取り消されたとき。
 - (13) 前各号に掲げる場合のほか、県が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、本契約上の義務に違反し、かつ、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項の規定により本契約が解除された場合とみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等
- 3 前 2 項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として県の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本件施設の引渡前に解除された場合
サービス購入料Aの総額（消費税等を含む。）の10分の1に相当する額
 - (2) 本件施設の引渡後に解除された場合
解除の日の属する事業年度において予定されていた運営・維持管理に係るサービス購入料（消費税等を含む。）の10分の1に相当する額
- 4 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供又は履行保証保険契約の締結が行われているときは、県は、当該契約保証金若しくは担保又は履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当する。
 - 5 事業者は、当該解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第102条に基づく引継ぎ先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して県が負担する一切の費用を含む。）が第3項の違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。

第96条（まちづくり事業の終了に伴う県の解除権）

- 1 県又は事業者は、基本協定②が解除され、又は令和14年3月31日までに県とまちづくり事業者との間の〔事業用定期借地権設定契約①、売買契約①若しくはその両方〕が締結に至らず、又は民間提案施設の竣工前に同契約のいずれかが解除若しくは解約され、若しくは県有地の買戻しがされた場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、基本協定②又は〔事業用定期借地権設定契約①、売買契約①若しくはその両方〕が締結に至らず又は解除若しくは解約され、若しくは県有地の買戻しがされた原因が県又は市の責に帰すべき事由によるものであるときは、県は本項に基づく本契約の解除を行うことはできず、その原因がまちづくり事業者の責に帰すべき事由によるものであるときは、事業者は本項に基づく本契約の解除を行うことができない。
- 2 県又は事業者は、令和12年3月31日までに市とまちづくり事業者との間の〔事業用定期借地権設定契約②、売買契約②若しくはその両方〕が締結に至らず、又は民間提案施設の竣工前に同契約のいずれかが解除若しくは解約され、若しくは市有地の買戻しがされた場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、〔事業用定期借地権設定契約②、売買契約②又はその両方〕が締結に至らず又は解除若しくは解約され、若しくは市有地の買戻しがされた原因が市の責に帰すべき事由によるものであるときは、県は本項に基づく本契約の解除を行うことはできず、その原因がまちづくり事業者の責に帰すべき事由によるものであるときは、事業者は本項に基づく本契約の解除を行うことができない。

第97条（県の任意による解除、県事由による解除）

- 1 県は、本事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 県の責めに帰すべき事由により、県が本契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、事業者から120日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は本契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を県に送付することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 県は、前2項の規定による契約解除により事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第98条（不可抗力等による解除権）

- 1 本契約締結後の不可抗力、法令等変更その他事業者の責に帰することができない事由により、事業者による事業の継続が不可能となった場合、若しくは事業の継続に過分の費用を要する場合又は第20条第6項の協議開始後120日以内に協議が整わない場合、県又は事業者は、相手方と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合には、当該解除に起因して県又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償（逸失利益を含む。）又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第20条第6項及び第7項、第32条第2項、第62条第2項、第66条第4項、第73条第1項但書、第74条第2項、第76条並びに第79条に基づき県負担となる費用並びに当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用

(ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。)については県の負担とする。

第 99 条 (本件施設の引渡前の解除の効力)

- 1 県は、第40条に規定する本件施設の引渡前に本契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。
- 2 県は、前項の検査を行う場合において、本件施設が本契約、設計図書又は要求水準書等に適合しないと認める相当の理由があり、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者へ通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 県は、第 1 項に規定する引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する設計及び建設に係るサービス購入料を本契約の解除から 1 年以内に事業者へ支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第95条第 1 項の規定に基づくものであるときは、県は、支払うべき設計及び建設に係るサービス購入料と第95条第 3 項の違約金を相殺することができる。

第 100 条 (事業者の帰責事由による解除の場合の特例)

- 1 第40条に規定する本件施設の引渡前に本契約が第95条第 1 項の規定に基づき解除された場合には、次のいずれかに該当するときを除き、前条第 1 項の規定にかかわらず、県は、事業者に対して、本件施設を取り壊して事業用地等を原状回復するように求めることができる。この場合において、当該原状回復の費用は、事業者の負担とする。
 - (1) 県が本件施設の出来形部分を利用して工事を継続することが妥当と判断するとき。
 - (2) 本件施設の工事の進捗状況から判断して出来形部分の買受が社会通念上合理的であると認められるとき。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、県は、事業者へ代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者へ求償することができる。この場合、事業者は、県の処分について異議を申し出ることができない。

第 101 条 (本件施設の引渡後の解除の効力)

県及び事業者は、本契約を解除する場合において、当該解除時点において本契約に従い竣工確認及び県への引渡しが完了した本件施設があるときは、本契約のうち、竣工確認及び引渡済みの本件施設に係る設計及び建設業務を除く部分のみを解除することができる。

第 13 章 契約期間及び期間満了に伴う措置

第 102 条 (契約終了時の措置)

- 1 事業者は、本契約が終了した場合において、事業用地等に第100条の規定に基づき取り壊すべき施設があるとき又は事業用地等若しくは本件施設に事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（事業者が使用する構成企業その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等又は本件施設を修復し、取り片付けて、県に明け渡さなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等若しくは本件施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、県は、事業者へ代わって当該物件を処分し、事業用地等若しくは本件施設を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、県の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、県が事業者の意見を聴いて定めるものとする。
- 4 事業者は、理由の如何を問わず、本契約の終了に際して、要求水準書等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。また、事業者は、県に対し、特定事業施設を運営・維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。

- 5 利用料金収入は、特定事業施設の利用に供する事業年度の会計に属するものとする。
- 6 本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、第4項の引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。

第103条（特定事業施設の引渡し）

- 1 事業者は、本件施設の引渡後に本契約が終了した場合は、理由の如何を問わず、本契約の終了に際して、特定事業施設が要求水準に適合した状態で県に特定事業施設を引き渡さなくてはならない。県及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、特定事業施設の検査を行い、これが要求水準に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。
- 2 事業者は、前項に基づく特定事業施設の引渡しと同時に、第37条第2項に基づき県から貸与を受けた備品等を県に返還するものとする。
- 3 前2項に基づき引き渡された特定事業施設及び備品等につき、その事業期間中において既に存在していた契約不適合（ただし、要求水準書等に定める維持管理業務に基づく修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。この項において以下同じ。）があるときは、本契約の終了日から1年以内に県が事業者へ通知した場合については、事業者は当該契約不適合により生じた損害を負担するものとする。
- 4 前項により通知されたものを除き、第1項及び第2項に基づき引き渡された特定事業施設及び備品等につき契約不適合があった場合、事業者は県に対して一切責任を負わない。

第104条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）

- 1 本契約の終了に際して、本事業の実施のために事業者が保有する資産は、すべて事業者の責任において処分しなければならない。ただし、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で県又は県の指定する者に売却しなければならない。
- 2 前項に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合、事業者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管するものとする。
- 3 第1項に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、当該買取が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。
- 4 第1項に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、県又は県の指定する者による事業者への各買取対価の支払は、県又は県の指定する者が本件施設の引渡しを受けた日又は第1項に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6か月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が次項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。
- 5 前条第3項の規定は、前各項により県又は県の指定する者が買い受けた資産について準用する。

第105条（事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等）

第20条第6項及び第7項、第31条第5項、第32条第2項、第62条第2項、第66条第4項、第73条第1項但書、第74条第2項、第76条第2項及び第4項、第79条第1項但書、第97条第3項並びに第98条第2項の規定により県が増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が選定事業を行うため事業者が第三者（事業者に融資した金融機関等を除く。）と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、県が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。

第106条（遅延損害金）

- 1 本契約に基づいて履行すべきサービス購入料の支払が遅れた場合においては、事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支

払を県に請求することができる。

- 2 事業者の責に帰すべき事由により事業者が本契約に基づいて履行すべき支払が遅れた場合においては、県は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率を乗じて計算した額の延納利息の支払を事業者に請求することができる。
- 3 事業者の責に帰すべき事由により引渡予定日に本件施設を県に引き渡すことができない場合においては、県は、損害金の支払を事業者に請求することができる。
- 4 前項の損害金の額は、設計及び建設に係るサービス購入料につき、遅延日数に応じ、年3パーセントを乗じて計算した額とする。

第107条（事業終了後の解散及び債務引受）

- 1 事業者は、本契約の終了時点においてもなお事業者が本契約に基づく金銭債務を負担すると県が合理的に認める場合には、県の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、本契約の終了後、事業者が本契約に基づき負担する金銭債務は第103条第3項及び第104条第5項に基づく費用の支払債務のみであると県が合理的に認める場合には、60日前までに県に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、県は、代表企業に対して当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

第14章 知的財産権

第108条（著作権の利用等）

- 1 成果物（設計図書その他の事業者が本契約又は県の請求により県に提出した一切の書面、写真、映像等をいう。この条において同じ。）又は本件施設が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物（次項において「著作物」という。）又は同項第15号ロに規定する建築の著作物（次項において「建築の著作物」という。）に該当する場合においては、著作権法第二章及び第三章に規定する著作権者の権利は、著作権法の定めるところに従うものとする。
- 2 県は、成果物又は本件施設が著作物又は建築の著作物に該当する場合においては、県の裁量により利用する権利を有するものとする。
- 3 事業者は、県に対し、本件施設の増築、改築、修繕、模様替、維持管理、運営、広報等に必要な範囲において、成果物を県が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行うこと又は市若しくは県の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾する。
- 4 事業者は、県に対し、次に掲げる本件施設の利用を許諾する。
 - (1) 本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (2) 本件施設を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 5 事業者は、県に対し、成果物又は本件施設の内容を自由に公表することを許諾する。
- 6 事業者は、次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、県の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又は本件施設の内容を公表すること。
 - (2) 本件施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
- 7 事業者は、第3項又は第4項の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使せず、又は行使させないものとする。
- 8 事業者は、成果物又は本件施設に係る著作権法第二章及び第三章に規定する事業者の権利を譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 9 事業者は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。次項において同じ。）を侵害するものでないことを、県に対して保証する。
- 10 成果物又は本件施設が第三者の有する知的財産権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負

担し、又は必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該知的財産権の侵害が、県が特に指定した工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことによる場合においては、この限りでない。

11 事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、県は、事業者がその使用に関して要した費用を負担する。

12 本条の規定は、本契約の終了後もなお効力を有するものとする。

第 15 章 雑則

第 109 条（秘密保持義務）

1 県及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

(1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報

(2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報

(3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

2 前項の規定にかかわらず、県及び事業者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。

(1) 当該情報を知る必要のある県又は事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、県及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(2) 当該情報を知る必要のある構成企業、構成企業の親会社、業務委託請負先若しくは本事業に関して事業者が融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、県及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

3 本条の規定は、本契約の終了後においても、有効に存続する。

第 110 条（金融機関等との直接協定）

県は、必要と認めた場合には、事業者が融資する金融機関等と協議を行い、次に掲げる事項を含む直接協定を締結するものとする。

(1) 本契約に基づく事業者の権利又は事業者が発行する株式に対する金融機関等による担保権の設定、対抗要件具備及び実行についての県の承諾に関する事項

(2) 金融機関等が事業者の融資について融資実行前提条件の不充足、期限の利益喪失事由の発生その他協定書で合意する事項の発生に際しての金融機関等から県に対する通知及び金融機関等と県との事前協議に関する事項

(3) 県が本契約に関して事業者が損害賠償を請求し、又は本契約を解除するに際しての県から金融機関等に対する通知及び県と金融機関等との事前協議に関する事項

(4) 金融機関等による事業者の財務状況に関する県に対する報告に関する事項

第 111 条（情報通信の技術を利用する方法）

本契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第 112 条（個人情報保護）

事業者は、本事業の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、別紙10に定める個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

第 113 条（暴力団等排除に関する特約条項）

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙11に定めるところによる。

第 114 条（契約の変更）

本契約は、県及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第 115 条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 2 本契約に関連して発生したすべての紛争は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 116 条（通知方法・計量単位・期間計算等）

- 1 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。県及び事業者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。
- 2 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計量単位は、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 3 本契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 4 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本国通貨とする。

第 117 条（疑義に関する協議）

要求水準書等及び成果物に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は要求水準書等及び成果物の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び事業者が誠実に協議してこれを解決する。

（条項以上）

別紙1 定義集

- 1 要求水準書において用いられている用語は、本契約においても同一の意味を有するものとする。
- 2 前項にかかわらず、次に掲げる用語については、本契約においては、以下に規定する意味を用いるものとする。
 - (1) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
 - (2) 「アクセス道路」とは、事業区域の周辺道路から駅前広場までを接続する道路をいう。
 - (3) 「アリーナ」とは、新駅の西側エリアに整備される、県所有の新アリーナ及び関連施設をいう。
 - (4) 「維持管理企業」とは、構成企業及び協力企業のうち、業務委託請負先として特定事業施設の維持管理を実施する企業であって、●●株式会社をいう。
 - (5) 「維持管理業務」とは、特定事業施設の維持管理に係る業務をいい、詳細は要求水準書【特定事業・附属事業編】第7章による。
 - (6) 「運営・維持管理業務」とは、維持管理業務及び運営業務をいう。
 - (7) 「運営・維持管理業務期間」とは、第3条に定める運営・維持管理業務期間をいう。
 - (8) 「運営企業」とは、構成企業及び協力企業のうち、業務委託請負先として特定事業施設の運営を実施する企業であって、●●株式会社をいう。
 - (9) 「運営業務」とは、特定事業施設の運営に係る業務をいい、詳細は要求水準書【特定事業・附属事業編】第6章による。
 - (10) 「駅前広場」とは、新駅の西側エリア及び東側エリアに整備される歩行者空間及びロータリーを総称していう。
 - (11) 「開業準備業務」とは、特定事業施設の開業準備にかかる業務をいい、詳細は要求水準書【特定事業・附属事業編】第5章による。
 - (12) 「開業準備業務期間」とは、第3条に定める開業準備業務期間をいう。
 - (13) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）をいう。
 - (14) 「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
 - (15) 「完全無議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、議決権付株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法第108条第1項第8号又は第9号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。
 - (16) 「議決権付株式」とは、事業者の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
 - (17) 「基本協定①」とは、県と落札者との間で令和●年●月●日付けで締結された（仮称）奈良県アリーナ整備運営事業及び附属事業基本協定書をいう。
 - (18) 「基本協定②」とは、県、市及びまちづくり事業に係る落札者の間で令和●年●月●日付けで締結された（仮称）匠大新駅周辺まちづくり事業 まちづくり事業基本協定書をいう。
 - (19) 「基本設計」とは、事業者が、要求水準書等に基づき、本件施設全体の概要を示した具体的な基本設計図面を作成することをいう。
 - (20) 「基本設計図書」とは、基本設計の成果物である書類、図面及び模型等の総称をいう。
 - (21) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）をいう。
 - (22) 「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業その他第三者をいう。
 - (23) 「業務責任者」とは、設計業務、工事監理業務、建設業務、開業準備業務、運営業務及び維持管理業務の各業務を統括する責任者を個別に又は総称していう。
 - (24) 「協力企業」とは、落札者のうち、事業者から直接業務を受託し、又は請け負う者であって、事業者の議決権付株式を保有しない者をいう。なお、インフラ契約の相手方や間接業務の契約相手方等は協力企業に含まない。
 - (25) 「許認可等」とは、許可、認可、指定、その他の行政行為若しくは適用法令上必要な届出又は報

告をいう。

- (26) 「国の債権の管理等に関する法律施行令」とは、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）をいう。
- (27) 「契約金額」とは、本契約書冒頭第3の2(1)に定める金額をいう。
- (28) 「県」とは、奈良県をいう。
- (29) 「建設企業」とは、構成企業及び協力企業のうち、業務委託請負先として本件施設の工事を実施する企業であって、●●株式会社をいう。
- (30) 「建設業務」とは、本件施設の建設に係る業務をいい、詳細は要求水準書【特定事業・附属事業編】第4章に定める。
- (31) 「工期」とは、事業者が建設業務計画書に定める工期をいう。
- (32) 「工事監理企業」とは、構成企業及び協力企業のうち、業務委託請負先として本件施設の工事監理を実施する企業であって、●●株式会社をいう。
- (33) 「工事監理業務」とは、本件施設の工事監理に係る業務をいい、詳細は要求水準書【特定事業・附属事業編】第4章に定める。
- (34) 「工事目的物」とは、建設業務の対象となる工事の目的物をいう。
- (35) 「工事目的物等」とは、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具をいう。
- (36) 「更新」とは、修繕の対象のうち劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。
- (37) 「構成企業」とは、落札者のうち、事業者の議決権付株式を保有する者をいう。
- (38) 「国スポ等」とは、第85回国民スポーツ大会及び第30回全国パラスポーツ大会をいう。
- (39) 「国スポ調整期間」とは、第3条に定める、県が国スポのためにアリーナを占有する期間をいう。
- (40) 「サービス購入料」とは、本契約の定めに従い、事業者による設計・建設業務、開業準備業務並びに運営業務及び維持管理業務の対価として、県が事業者に対し支払債務を負担する費用をいう。
- (41) 「市」とは、橿原市をいう。
- (42) 「事業区域」とは、要求水準書別添資料【共通編】資料2において定義する範囲をいう。
- (43) 「事業者」とは、県と本契約を締結する●●株式会社をいい、特定事業及び附属事業を実施する。
- (44) 「事業用地等」とは、本事業の対象とする事業区域の土地及び附属する構造物等をいう。
- (45) 「事業用定期借地権設定契約①」とは、県とまちづくり事業者との間で締結する（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業 まちづくり事業事業用定期借地権設定契約書をいう。
- (46) 「事業用定期借地権設定契約②」とは、市とまちづくり事業者との間で締結する（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業 まちづくり事業事業用定期借地権設定契約書をいう。
- (47) 「自主事業」とは、事業者が、自ら企画し独立採算により実施する業務をいう。
- (48) 「自主事業施設」とは、事業者が、アリーナ又は西側エリアの事業区域内（本件施設用地を除く）で整備し、自主事業を実施する施設をいう。
- (49) 「施設使用規則」とは、第47条第3項に定める施設使用規則をいう。
- (50) 「下請負者等（維持管理）」とは、第58条第5項に定める下請負者等（維持管理）をいう。
- (51) 「下請負者等（運営）」とは、第53条第5項に定める下請負者等（運営）をいう。
- (52) 「下請負者等（建設）」とは、第24条第6項に定める下請負者等（建設）をいう。
- (53) 「下請負者等（工事監理）」とは、第36条第4項に定める下請負者等（工事監理）をいう。
- (54) 「下請負者等（設計）」とは、第22条第4項に定める下請負者等（設計）をいう。
- (55) 「実施設計」とは、要求水準書等及び基本設計に基づき、工事を具体的実施するために必要な程度に詳細な図面や仕様書などの実施設計図面を作成することをいう。
- (56) 「実施設計図書」とは、実施設計の成果物である書類及び図面等の総称をいう。
- (57) 「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、本条例に基づき、特定事業施設の管理にあたる者をいう。
- (58) 「修繕」とは、本件施設及び本件施設用地内の外構等のうち、劣化した部位・部材又は機器の機能・性能を現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等を除く。

- (59) 「市有地」とは、本事業に供される市が所有する土地（令和8年度内に市が取得予定の土地を含む。）をいう。
- (60) 「主催事業」とは、サービス購入料を原資とし、事業者が企画し、実施する事業をいう。
- (61) 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）をいう。
- (62) 「竣工図書」とは、要求水準書等に定める、本件施設の竣工時に事業者が県に提出すべき図面、書類及び記録の総称をいう。
- (63) 「使用料」とは、県が本条例や規則等で規定する特定事業施設の料金をいう。
- (64) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税の総称をいう。
- (65) 「新駅」とは、奈良県橿原市四条町において整備される（仮称）医大新駅をいう。
- (66) 「ストロングポイント」とは、別紙5の定めに従い県が事業者に付与する称賛点（ストロングポイント）をいう。
- (67) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他事業者が本契約又は県の請求により県に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (68) 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」とは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）をいう。
- (69) 「設計企業」とは、構成企業及び協力企業のうち、業務委託請負先として本件施設の設計を実施する企業であって、●●株式会社をいう。
- (70) 「設計業務」とは、本件施設の基本設計、実施設計及びこれらに付随する業務をいい、詳細は要求水準書【特定事業・附属事業編】第4章に定める。
- (71) 「設計・建設業務期間」とは、第3条に定める設計・建設業務期間をいう。
- (72) 「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書をいう。
- (73) 「代表企業」とは、応募グループにより応募した構成企業のうち、特定事業を実施する落札者を代表して応募手続を行う企業又は第92条第9項ただし書きに基づく変更後の企業をいい、本契約締結時点では●●株式会社をいう。
- (74) 「知的財産基本法」とは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）をいう。
- (75) 「著作権法」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）をいう。
- (76) 「提案書類」とは、本事業の募集及び選定手続において、落札者が令和●年●月●日付けで県に提出した提案書類一式及びその他提案書類一式に関して県が落札者に対して確認した事項に対する落札者の回答（書面による回答（県に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）をいう。
- (77) 「鉄道事業者」とは、新駅の整備を行う近畿日本鉄道株式会社をいう。
- (78) 「点検」とは、建築物等の機能状態や減耗の程度等を予め定めた手順により調べることをいう。
- (79) 「統括責任者」とは、事業者が特定事業及び附属事業の実施にあたり、特定事業及び附属事業の全体についての総合的な調整を行う責任者をいい、詳細は要求水準書【特定事業・附属事業編】第1章に定める。
- (80) 「特定事業」とは、県がPFI法第7条に基づく特定事業として選定した（仮称）奈良県アリーナ整備運営事業であって、特定事業施設の設計、建設、開業準備、維持管理及び運営業務を総称した事業をいう。
- (81) 「特定事業施設」とは、要求水準書において特定事業の対象施設として示されるメインアリーナ等の諸室等及び外構等の総称をいう。
- (82) 「特定法令変更」とは、①建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令等変更（建築物の維持管理に関する法令等変更を含む。）又は②PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置に関する法令等変更であって、本事業の実施に特別に又は典型的に影響を及ぼし、事業者が当該法令等を遵守して本事業を実施するために本契約締結時に予定していた業務範囲を超えて業務を履行することになるものをいう。
- (83) 「奈良県契約規則」とは、奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）をいう。
- (84) 「入札説明書」とは、県が令和8年10月●日付けで公表した「（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業 入札説明書」（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (85) 「入札説明書等」とは、入札説明書及びその添付書類（添付資料「（仮称）奈良県アリーナ整備運営事業及び附属事業 基本協定書（案）」、「（仮称）奈良県アリーナ整備運営事業及び附属事業 事業契約書（案）」、「まちづくり事業 事業用定期借地権設定契約書（案）」、「まち

づくり事業 不動産売買契約書（案）」、要求水準書及び参考資料集を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して県が発出した書類をいう。

- (86) 「西側エリア」とは、事業区域のうち、新駅の西側エリアをいう。
- (87) 「売買契約①」とは、県とまちづくり事業者が締結する（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業まちづくり事業不動産売買契約書をいう。
- (88) 「売買契約②」とは、市とまちづくり事業者が締結する（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業まちづくり事業不動産売買契約書をいう。
- (89) 「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号）をいう。
- (90) 「東側エリア」とは、事業区域のうち、新駅の東側エリアをいう。
- (91) 「備品等」とは、本件施設及び事業用地内に配置又は固定させるスポーツ用品、事務用品、家具、家電等を総称していう。
- (92) 「不可抗力」とは、地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、高潮、異常潮位、高波、異常降雨、地滑り、落盤、土砂崩壊その他等の自然災害又は国内外における戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、騒擾、暴動、労働争議その他等の人為的な事象であって、県及び事業者のいずれの責めにも帰することができない事由（県及び事業者のいずれによっても予見し得ず、又は予見できてもその損失、損害若しくは傷害の発生を防止する手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。
- (93) 「附属事業」とは、特定事業に附属して事業者を実施を求める事業のことをいい、駅前広場、アクセス道路、駅前駐輪場等の設計・建設業務によって構成される。なお、PFI法第7条に規定される特定事業の範囲外となる。
- (94) 「附属事業施設」とは、要求水準書において附属事業の対象施設として示される駅前広場、アクセス道路、及び駅前駐輪場等の総称をいう。
- (95) 「附属病院」とは、奈良県立医科大学附属病院をいう。
- (96) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令（告示を含む。）、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準をいう。
- (97) 「保守」とは、特定事業施設及び事業用地内の外構等のうち、建築物及び設備機器等の初期の機能及び性能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業をいう。
- (98) 「保全」とは、特定事業施設及び事業用地内の外構等のうち、建築物、設備機器、舗装、排水設備等の全体又は部分の機能及び性能を設置目的又は使用目的に適合するように行う対策をいう。
- (99) 「本契約」とは、県と事業者の間で締結し、特定事業及び附属事業に係る事業契約をいう。
- (100) 「本契約締結日」とは、県と事業者が本契約を締結し、県の議会の議決を得て本契約が成立した日をいう。
- (101) 「本件施設」とは、特定事業施設及び附属事業施設（これらに附属する施設及び設備等を含む。）をいう。
- (102) 「本事業」とは、（仮称）医大新駅周辺まちづくり事業のうち特定事業及び附属事業によって構成される事業をいう。
- (103) 「本条例」とは、特定事業施設に係る公の施設の設置管理条例をいう。
- (104) 「まちづくり事業」とは、まちづくり事業者が独立採算により行う事業であり、民間提案施設及びまちづくり事業用地駐車場等の調査、設計、建設、開業準備、運営及び維持管理業務等を総称した事業をいう。
- (105) 「まちづくり事業者」とは、まちづくり事業を実施することのみを目的として設立される特別目的会社又は特別目的会社を設立しない場合における構成企業及び特別目的会社の設立前においてはその構成企業又は協力企業となる落札者をいう。
- (106) 「民間提案施設」とは、東側エリアにおいて、民間提案に基づき、まちづくり事業者が独立採算により整備運営を行う民間収益施設をいう。
- (107) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）をいう。
- (108) 「民法」とは、民法（明治29年法律第89号）をいう。
- (109) 「落札者」とは、本事業を実施する民間事業者として選定された●●コンソーシアム（●株式会社を代表企業、●株式会社及び●株式会社を構成企業並びに●株式会社及び●株式会社を協力企

業とするコンソーシアム)をいう。

- (110) 「要求水準」とは、県が本事業の実施に当たり、要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいう。なお、提案書類に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- (111) 「要求水準書」とは、「(仮称) 医大新駅周辺まちづくり事業 要求水準書【特定事業・附属事業編】」(修正があった場合は、修正後の記述による。)をいう。
- (112) 「要求水準書等」とは、本契約、要求水準書、入札説明書等及び提案書類の総称をいう。
- (113) 「利用者」とは、特定事業施設の利用者をいう。
- (114) 「利用料金」とは、本条例に規定する使用料の上限に従って、事業者が県の承認を得て設定する料金であり、利用者が特定事業施設の利用について事業者に対して支払うことになる料金をいう。
- (115) 「レベニューシェア」とは、別紙9の定めに従い事業者が県に納付する金銭をいう。

別紙2 事業日程

事業開始日	本契約締結日
附属事業の設計業務完了日	令和●年●月●日 ³
事業者に対する事業用地等の引渡日	令和9年7月1日
事業者に対する事業用地等（西側一部）の引渡日	令和10年●月●日 [県が記入]
事業者に対する事業用地等（東側）の引渡日	令和13年●月●日 [県が記入]
特定事業施設の引渡日	令和13年5月30日
運営・維持管理業務開始日	令和13年5月31日
附属事業施設（西側エリア）の引渡日	令和14年3月31日
附属事業施設（東側エリア）の引渡日	令和●年●月●日 ⁴
運営・維持管理業務終了日	令和28年3月31日

³ 落札者の提案に基づき記載します。

⁴ 落札者の提案に基づき記載します。

別紙3 事業者等が付す保険

1 設計・建設業務期間中の保険

事業者は、自ら又は建設企業をして、設計・建設業務期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、下記の付保の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、さらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げない。

(1) 建設工事保険

保険契約者	: 建設企業
被保険者	: 建設企業及び事業者及び県
保険の対象	: 本件施設の建設工事
保険期間	: 工事開始日を始期とし、特定事業施設の引渡予定日を終期とする
保険金額（補償額）	: 建設工事費
補償する損害	: 工事現場での突発的な事故により、本件施設や工事用仮設物に生じた物的損害
免責金額	: なし

(2) 火災保険

保険契約者	: 建設企業
被保険者	: 建設企業及び事業者及び県
保険の対象	: 本件施設及び工事材料
保険期間	: 工事開始日を始期とし、本件引渡予定日を終期とする
保険金額（補償額）	: 建設工事費
補償する損害	: 火災を含む不測かつ突発的な事故による損害
免責金額	: なし

(3) 第三者賠償責任保険

保険契約者	: 建設企業
被保険者	: 建設企業及び事業者及び県
保険の対象	: 建設工事に起因する第三者の身体及び財物への損害
保険期間	: 工事開始日を始期とし、本件引渡予定日を終期とする
てん補限度額	: 「対人：1名につき1億円以上、1事故につき10億円以上」
補償額	: 「対物：1事故につき1億円以上」
補償する損害	: 本件工事に起因する第三者の身体障害又は財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	: なし

事業者又は建設企業は、上記の保険契約を締結したときは、県に、その保険証書の原本を提示し、原本証明付き写しを提出する。事業者又は建設企業は、県の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。事業者又は建設企業は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

2 運營業務及び維持管理業務期間中の保険

事業者は、自ら又は運営・維持管理企業等をして（ただし下記(1)については事業者に限る。）、運營業務及び維持管理業務期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする（この場合、更新の都度、保険証書の原本証明付き写しを県に提出する。）。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げない。

(1) 施設賠償責任保険

保険契約者	: 事業者
被保険者	: 事業者及び県
保険の対象	: 施設・設備の瑕疵、管理上の過失に起因する第三者の身体又は財物への損害
保険期間	: 運營業務及び維持管理業務期間開始日から同期間終了日までとする
てん補限度額	: 「対人：1名につき1億円以上、1事故につき10億円以上」
補償額	: 「対物：1事故につき1億円以上」
補償する損害	: 特定事業施設の所有、使用、若しくは管理及び特定事業施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	: なし

(2) 運營業務及び維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者	: 事業者
被保険者	: 事業者及び県
保険の対象	: 運營業務及び維持管理業務期間中に起因する第三者の身体及び財物への損害
保険期間	: 運営・維持管理期間開始日から運営・維持管理期間終了日までとする
てん補限度額	: 「対人：1名につき1億円以上、1事故につき10億円以上」
補償額	: 「対物：1事故につき1億円以上」
補償する損害	: 運営・維持管理業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	: なし

事業者又は運営・維持管理企業は、上記の保険契約を締結したときは、県に、その保険証書の原本を提示し、原本証明付き写しを提出する。事業者又は運営・維持管理企業は、県の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない

別紙4 サービス購入料の構成及び支払方法

1 契約金額とサービス購入料

契約金額は、本契約に示すサービス購入料A～Eの事業期間内における総額とする。事業者は別紙4～9を踏まえ、サービス購入料の改定等にも対応できるサービス購入料一覧表を本契約締結後速やかに作成し、県の確認を受けること。

2 サービス購入料の構成

県が事業者に対して支払うサービス購入料は、以下のとおり構成される。

項目	内訳	内訳を構成する費用内容
特定事業施設の設計・建設業務に係る対価 (サービス購入料A)	A-1 (年度出来高払い※1)	(a) 要求水準達成計画書の作成・提出 (b) 事前調査業務 (c) 設計業務 (d) 建設業務 (e) 工事監理業務 (f) 備品調達、設置業務 (g) 周辺対策業務 (h) 設計・建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務 (i) 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務 (j) 年度・中間・竣工検査及び引き渡し業務 (k) その他これらを実施する上で必要な関連業務
	A-2 (割賦元本)	(l) 建中金利、建中法人税等 (m) その他特定事業施設の整備に関する初期投資と認められる費用 (n) 自主事業のうち業務要求水準書の規定に基づき県が負担する費用
	A-3 (割賦金利)	(a) A-2（割賦元本）に対応する割賦支払に必要な割賦手数料
附属事業施設の設計・建設業務に係る対価 (サービス購入料B)	B-1 (西側エリア) (年度出来高払い※2)	(a) 要求水準達成計画書の作成・提出 (b) 事前調査業務（埋蔵文化財発掘調査を含む） (c) 設計業務 (d) 建設業務 (e) 工事監理業務 (f) 備品調達、設置業務 (g) 周辺対策業務 (h) 設計・建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務 (i) 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務 (j) 年度・中間・竣工検査及び引き渡し業務 (k) その他これらを実施する上で必要な関連業務
	B-1 (東側エリア) (年度出来高払い※2)	

※1：県の示す上限内のうち、事業者が提案する金額。

※2：県の示す上限内のうち、事業者が提案する金額。附属事業施設の建設業務の最終年度は必要な検査等を行った後、サービス購入料Bの残額を支払う。

項目	内訳	内訳を構成する費用内容
開業準備業務に係る対価 ^{※3} (サービス購入料C)	C-1 (事前準備期間)	事前準備段階に要する費用 (a) 業務計画書 (b) 予約枠の設定 (c) 利用料金の設定 (d) 施設使用規則の策定 (e) 予約システム等整備業務 (f) 事前広報業務 (g) 事業者の開業に伴う費用 (h) 融資関連手数料 (i) 特定事業施設の引渡しまでの事業者の運営に係る費用 (j) その他これらを実施する上で必要な関連業務
	C-2 (国スポ期間)	国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会対応業務に要する費用 (a) 県の国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会課との調整業務 (b) 事前広報業務 (c) 運営体制構築及び業務習熟 (d) その他これらを実施する上で必要な関連業務
	C-3 (最終準備期間)	最終準備段階に要する費用 (a) 開業に向けた最終調整及び利用促進 (b) 開館式典及び内覧会等の実施業務 (c) 開館記念イベント（自主事業として実施するものを除く） (e) その他これらを実施する上で必要な関連業務
運營業務及び維持管理業務に係る対価 ^{※3} (サービス購入料D)	D-1 (運営及び維持管理)	(a) 総合管理業務 (b) 利用受付業務 (c) 広報・PR 業務 (d) トレーニング等指導・相談業務 (e) 建築物保守管理業務 (f) 建築設備保守管理業務 (g) 備品等保守管理業務 (h) 外構施設保守管理業務 (i) 植栽等管理業務 (j) 環境衛生管理業務 (k) 清掃業務 (l) 警備業務 (m) 駐車場及び駐輪場管理業務 (n) 長期修繕計画作成業務
	D-2 (主催事業)	(a) 主催事業
	D-3 (修繕・更新)	(a) 修繕・更新業務
	D-4 (その他費用)	(a) 事業者の経営管理、企画運営に係る費用 (b) 法人税等法人の利益に対してかかる税金及び事業者の税引後利益 (c) その他運營業務及び維持管理業務に関して必要となる費用

※3：自主事業に係る費用を除く。

項目	内訳	内訳を構成する費用内容
運營業務及び維持管理 業務に係る対価※ ³ (サービス購入料E)	E-1 (電気料金)	(a) 電気料金
	E-2 (ガス料金)	(a) ガス料金
	E-3 (水道料金)	(a) 水道料金
	E-4 (下水道料金)	(a) 下水道料金
	E-5 (その他料金)	(a) その他料金

※3：自主事業に係る費用を除く。

3 事業者の収入と業務の関係

本契約における事業者の収入と業務の関係は以下のとおりとする。

項目		事業者の収入	
		サービス購入料	利用料金収入等※4
特定事業	設計・建設	○	—
	開業準備	○	—
	運営・維持管理	○	○ (特定事業の運営業務による収入)
	主催事業	設計・建設	○
		運営・維持管理	○ (特定事業の主催事業による収入)
	自主事業	設計・建設	—
		運営・維持管理	○ (自主事業による収入)
附属事業	設計・建設	○	—

※4：県に対するレベニューシェア（別紙9による）を除く。

4 サービス購入料の算出方法

サービス購入料の算出方法は、次に定める方法によるものとする。

※具体的な金額（下線部）は入札参加者の提案により定める。

4-1 特定事業施設の設計・建設業務に係る対価（サービス購入料A）

(1) サービス購入料A-1（年度出来高払い）

〔 〕円（税込）

サービス購入料Aのうち、設計・建設業務期間中に支払うものをサービス購入料A-1とし、事業年度毎に支払う。各支払額は下表の考え方にに基づき定める。

支払前に下表の考え方にに基づき、出来高に係る県の検査を実施する。出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に達している場合は、各事業年度のサービス購入料A-1を支払うものとする。ただし、出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に到達していない場合には下表の考え方にに基づき支払うものとし、この場合における未達成部分に係る支払は、翌年度において当該部分の出来高に係る県の検査を実施の上、支払うものとする。

設計・建設業務期間中の支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和10年3月31日までの出来高による支払額 〔 <u> </u> 〕円（税込）	提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料A-1×（県の出来高検査によって認められた令和9年度の出来高金額／提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和11年3月31日までの出来高による支払額 〔 <u> </u> 〕円（税込）	提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料A-1×（県の出来高検査によって認められた令和10年度の出来高金額／提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和12年3月31日までの出来高による支払額	提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料A-1×（県の出来高検査によって認められた

設計・建設業務期間中の 支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
〔 〕 円（税込）	令和 11 年度の出来高金額／提案書類による令和 11 年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和13年 3 月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和 12 年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 A-1×（県の出来高検査によって認められた令和 12 年度の出来高金額／提案書類による令和 12 年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和13年 5 月30日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和 13 年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料 A-1×（県の出来高検査によって認められた令和 13 年度の出来高金額／提案書類による令和 13 年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）

(2) サービス購入料A-2（割賦元本）の消費税相当額

〔 〕 円

割賦元本の消費税相当額はサービス購入料A-1の令和 9 年度分支払に合わせて支払うものとする。

(3) サービス購入料A-2（割賦元本）及びサービス購入料A-3（割賦金利）

サービス購入料A-2（割賦元本） 〔 〕 円（税抜）
サービス購入料A-3（割賦金利） 〔 〕 円

サービス購入料A-2（割賦元本）及びサービス購入料A-3（割賦金利）は、特定事業施設の引渡日以降、割賦払いにより支払う。割賦払いの毎回の金額は、以下の考え方で計算した金額とする。

項目	内容
割賦元本の総額	設計・建設業務に要する費用から下記(a)及び(b)を控除した金額 (a) 自主提案施設の整備に要する費用のうち、事業者負担分 (b) サービス購入料 A-1 に相当する金額
支払回数	第 1 回の支払を令和 13 年 9 月とし、以降、9 月末及び 3 月末の年 2 回払いの全 30 回払いとする。
返済方法	元利均等返済方式
割賦金利（年利）	基準金利＋提案書類における提案スプレッド（％）
基準金利	入札時に使用する基準金利は「2.840％（2026年6月29日 TONA TSR 15Y PM）」とする。なお、基準金利の見直しは別紙 8 による。

4-2 附属事業施設の設計・建設業務に係る対価（サービス購入料B）

(1) サービス購入料B-1（西側エリア）

〔 _____ 〕 円（税込）

サービス購入料Bのうち、西側エリアの附属事業施設に係る設計・建設業務期間中に支払うものをサービス購入料B-1とし、事業年度毎に支払う。各支払額は下表の考え方に基づき定める。

支払前に下表の考え方に基づき、出来高に係る県の検査を実施する。出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に達している場合は、各事業年度のサービス購入料B-1を支払うものとする。ただし、出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に到達していない場合には下表の考え方に基づき支払うものとし、この場合における未達成部分に係る支払は、翌年度において当該部分の出来高に係る県の検査を実施の上、支払うものとする。なお、下表は事業者の提案を踏まえ作成するものであり、事業者が請求を行わない年度の出来高は零円とする。建設業務最終年度は必要な県の検査を実施の上、サービス購入料B-1の残額を事業者に支払うものとする。

設計・建設業務期間中の支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和10年3月31日までの出来高による支払額 〔 _____ 〕 円（税込）	提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-1×（県の出来高検査によって認められた令和9年度の出来高金額／提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和11年3月31日までの出来高による支払額 〔 _____ 〕 円（税込）	提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-1×（県の出来高検査によって認められた令和10年度の出来高金額／提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和12年3月31日までの出来高による支払額 〔 _____ 〕 円（税込）	提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-1×（県の出来高検査によって認められた令和11年度の出来高金額／提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和13年3月31日までの出来高による支払額 〔 _____ 〕 円（税込）	提案書類による令和12年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-1×（県の出来高検査によって認められた令和12年度の出来高金額／提案書類による令和12年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和13年5月30日までの出来高による支払額 〔 _____ 〕 円（税込）	提案書類による令和13年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-1×（県の出来高検査によって認められた令和13年度の出来高金額／提案書類による令和13年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の残額）

(2) サービス購入料B-2（東側エリア）

〔 〕 円（税込）

サービス購入料Bのうち、東側エリアの附属事業施設に係る設計・建設業務期間中に支払うものをサービス購入料B-2とし、事業年度毎に支払う。各支払額は下表の考え方に基づき定める。

支払前に下表の考え方に基づき、出来高に係る県の検査を実施する。出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に達している場合は、各事業年度のサービス購入料B-2を支払うものとする。ただし、出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に到達していない場合には下表の考え方に基づき支払うものとし、この場合における未達成部分に係る支払は、翌年度において当該部分の出来高に係る県の検査を実施の上、支払うものとする。なお、下表は事業者の提案を踏まえ作成するものであり、事業者が請求を行わない年度の出来高は零円とする。建設業務最終年度は必要な県の検査を実施の上、サービス購入料B-2の残額を事業者に支払うものとする。

設計・建設業務期間中の支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和10年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-2×（県の出来高検査によって認められた令和9年度の出来高金額／提案書類による令和9年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和11年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-2×（県の出来高検査によって認められた令和10年度の出来高金額／提案書類による令和10年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和12年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-2×（県の出来高検査によって認められた令和11年度の出来高金額／提案書類による令和11年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和13年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和12年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-2×（県の出来高検査によって認められた令和12年度の出来高金額／提案書類による令和12年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和14年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和13年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-2×（県の出来高検査によって認められた令和13年度の出来高金額／提案書類による令和13年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和15年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和14年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-2×（県の出来高検査によって認められた令和14年度の出来高金額／提案書類による令和14年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）

設計・建設業務期間中の 支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和16年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和15年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-2×（県の出来高検査によって認められた令和15年度の出来高金額／提案書類による令和15年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の出来高見込額）
令和17年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和16年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費となるサービス購入料B-2×（県の出来高検査によって認められた令和16年度の出来高金額／提案書類による令和16年度における各種調査、基本設計、実施設計費及び建設工事費等の残額）

4-3 開業準備業務に係る対価（サービス購入料C）

(1) サービス購入料C-1（事前準備段階に要する費用）

〔 〕 円（税込）

サービス購入料Cのうち、事前準備段階に要する費用をサービス購入料C-1とし、事業年度毎に支払う。各支払額は下表の考え方にに基づき定める。

支払前に下表の考え方にに基づき、出来高に係る県の検査を実施する。出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に達している場合は、各事業年度のサービス購入料C-1を支払うものとする。ただし、出来高に係る県の検査の結果が、事業者の出来高見込額に到達していない場合には下表の考え方にに基づき支払うものとし、この場合における未達成部分に係る支払は、翌年度において当該部分の出来高に係る県の検査を実施の上、支払うものとする。なお、下表は事業者の提案を踏まえ作成するものであり、事業者が請求を行わない年度の出来高は零円とする。令和13年度は必要な県の検査を実施の上、サービス購入料C-1の残額を事業者に支払うものとする。

事前準備段階期間の 支払額	出来高に係る県の検査と支払額の関係
令和10年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和9年度におけるサービス購入料C-1×（県の出来高検査によって認められた令和9年度の出来高金額／提案書類による令和9年度における事前準備段階の各業務の出来高見込額）
令和11年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和10年度におけるサービス購入料C-1×（県の出来高検査によって認められた令和10年度の出来高金額／提案書類による令和10年度における事前準備段階の各業務の出来高見込額）
令和12年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和11年度におけるサービス購入料C-1×（県の出来高検査によって認められた令和11年度の出来高金額／提案書類による令和11年度における事前準備段階の各業務の出来高見込額）
令和13年3月31日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和12年度におけるサービス購入料C-1×（県の出来高検査によって認められた令和12年度の出来高金額／提案書類による令和12年度における事前準備段階の各業務の出来高見込額）
令和13年5月30日までの出来高による支払額 〔 〕 円（税込）	提案書類による令和13年度におけるサービス購入料C-1×（県の出来高検査によって認められた令和13年度の出来高金額／提案書類による令和13年度における事前準備段階の各業務の出来高見込額）

(2) サービス購入料C-2（国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会対応業務に要する費用）

〔 〕 円（税込）

サービス購入料Cのうち、国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会対応業務に要する費用をサービス購入料C-2とし、令和13年度に請求をうけ、令和14年度に支払う。

支払前には当該業務の履行に係る県の検査を実施する。県の検査の結果、事業者の業務成果が要求水準書等を満たしていると県が判断した場合は、各事業年度のサービス購入料C-1を支払うものとする。

(3) サービス購入料C-3（最終準備段階に要する費用）

〔 〕 円（税込）

サービス購入料Cのうち、最終準備段階に要する費用をサービス購入料C-3とし、令和13年度に請求をうけ、令和14年度に支払う。

支払前には当該業務の履行に係る県の検査を実施する。県の検査の結果、事業者の業務成果が要求水準書等を満たしていると県が判断した場合は、各事業年度のサービス購入料C-1を支払うものとする。

4-4 運營業務及び維持管理業務に係る対価（サービス購入料D）

(1) サービス購入料D-1（運営及び維持管理）

〔 〕 円（税込）

サービス購入料Dのうち、主催事業に係る費用及び修繕・更新業務に係る費用を除く業務に要する費用をサービス購入料D-1とする。

(2) サービス購入料D-2（主催事業）

〔 〕 円（税込）

サービス購入料Dのうち、主催事業に要する費用をサービス購入料D-2とする。

(3) サービス購入料D-3（修繕・更新業務）

〔 〕 円（税込）

サービス購入料Dのうち、修繕・更新業務に要する費用をサービス購入料D-3とする。

(4) サービス購入料D-4（その他費用）

〔 〕 円（税込）

サービス購入料Dのうち、以下の費用をその他費用とし、その他費用はサービス購入料D-4とする。

- 1) 事業者の運営に係る費用
- 2) 法人税等法人の利益に対してかかる税金及び事業者の税引後利益
- 3) その他運營業務及び維持管理業務に関して必要となる費用

4-5 運營業務及び維持管理業務に係る対価（サービス購入料E）

〔 〕 円（税込）

サービス購入料Eは下表のE-1～E-5によって構成される。

項目	内容	サービス購入料（税込）
サービス購入料 E-1	電気料金	〔 〕 円
サービス購入料 E-2	ガス料金	〔 〕 円
サービス購入料 E-3	水道料金	〔 〕 円
サービス購入料 E-4	下水道料金	〔 〕 円
サービス購入料 E-5	その他料金	〔 〕 円

5 サービス購入料の支払い方法

5-1 特定事業施設の設計・建設業務に係る対価（サービス購入料A）

(1) サービス購入料A-1（年度出来高払い）

事業者は、県による出来高確認後、また、令和13年度分の支払については県に特定事業施設の引渡し後に、それぞれ適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後40日以内に事業者に対し支払いを行う。

(2) サービス購入料A-2（割賦元本）の消費税相当額

事業者は、5-1(1)のうち令和9年度の請求の際、サービス購入料A-2の消費税相当額について適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後40日以内に事業者に対し支払いを行う。

(3) サービス購入料A-2（割賦元本）及びサービス購入料A-3（割賦金利）

上記4-1(3)の規定に従い、各回の割賦元利金支払額をもって行う。事業者は、各回において適法な請求書を県に発行する。県は、請求書受領後40日以内に事業者に支払を行う。

5-2 附属事業施設の設計・建設業務に係る対価（サービス購入料B）

(1) サービス購入料B-1（西側エリア）

事業者は、県による出来高確認後、また、令和13年度分の支払については県に西側エリアの附属事業施設の引渡し後に、それぞれ適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後40日以内に事業者に対し支払いを行う。

(2) サービス購入料B-2（東側エリア）

事業者は、県による出来高確認後、また、建設業務最終年度の支払については県に東側エリアの附属事業施設の引渡し後に、それぞれ適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後40日以内に事業者に対し支払いを行う。

5-3 開業準備業務に係る対価（サービス購入料C）

(1) サービス購入料C-1（事前準備段階に要する費用）

事業者は、上記4-3の規定に従い、県の年度出来高検査に合格した後、適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後40日以内に事業者に対し支払いを行う。

(2) サービス購入料C-2（国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会対応業務に要する費用）

事業者は、上記4-3の規定に従い、県の検査に合格した後、適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後40日以内に事業者に対し支払いを行う。

(3) サービス購入料C-3（最終準備段階に要する費用）

事業者は、上記4-3の規定に従い、県の検査に合格した後、適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後40日以内に事業者に対し支払いを行う。

5-4 運營業務及び維持管理業務に係る対価（サービス購入料D）

事業者は、事業年度の各四半期の業務終了時に四半期報を提出する。県は事業契約書別紙5に基づく確認を行い、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後40日以内に事業者に対し支払いを行う。

(1) サービス購入料D-1（運営及び維持管理）

サービス購入料D-1は、運営・維持管理業務開始日の属する事業年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全60回払いとする。サービス購入料D-1の各回の支払額は、第1回支払から第60回支払までそれぞれ同額とする。

(2) サービス購入料D-2（主催事業）

サービス購入料D-2は、運営・維持管理業務開始日の属する事業年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全60回払いとする。なお、前述の条件の下、支払時期、回数は事業者の提案によるものとする。

サービス購入料D-2の各回の支払額は、以下のとおり概ね3年ごとに区分し、それぞれの区分内における各回の支払を同額とするものとし、区分別の支払額については事業者の提案に基づいて定める。

区分	支払回	対象期間	サービス購入料 D-2 (税込)：各回とも
I	第1回～第12回	令和13年6月～令和16年3月	[] 円
II	第13回～第24回	令和16年4月～令和19年3月	[] 円
III	第25回～第36回	令和19年4月～令和22年3月	[] 円
IV	第37回～第48回	令和23年4月～令和26年3月	[] 円
V	第49回～第60回	令和26年4月～令和28年3月	[] 円

※ただし、最終支払回（第60回）の金額は [] 円（税込）とする

(3) サービス購入料D-3（修繕・更新業務）

サービス購入料D-3は、運営・維持管理業務開始日の属する事業年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全60回払いとする。

サービス購入料D-3の各回の支払額は、以下のとおり概ね3年ごとに区分し、それぞれの区分内における各回の支払を同額とするものとし、区分別の支払額については事業者の提案に基づいて定める。

区分	支払回	対象期間	サービス購入料 D-3 (税込)：各回とも
I	第1回～第20回	令和13年6月～令和18年3月	[] 円
II	第21回～第40回	令和18年4月～令和23年3月	[] 円
III	第41回～第60回	令和23年4月～令和28年3月	[] 円

※ただし、最終支払回（第60回）の金額は [] 円（税込）とする

(4) サービス購入料D-4（その他費用）

サービス購入料D-4は、運営・維持管理業務開始日の属する事業年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全60回払いとする。

サービス購入料D-4の各回の支払額は第1回支払から第60回支払までそれぞれ同額とする。

5-5 運營業務及び維持管理業務に係る対価（サービス購入料E）

事業者は、上記5-4(1) サービス購入料D-1と合わせ、サービス購入料Eに係る適法な請求書を発行する。県は、請求書受領後40日以内に事業者に対し支払いを行う。

サービス購入料Eは、運営・維持管理業務開始日の属する事業年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全60回払いとする。
サービス購入料Eの各回の支払額は、第1回支払から第60回支払までそれぞれ同額とする。

別紙5 モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法

1 総則

1-1 基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的な考え方

モニタリングは、事業期間を通じて本事業の持続向上性・再生可能性を確保すべく、県及び事業者の円滑な調整や、事業者のセルフモニタリング及び県のモニタリングにより、サービス品質の維持・向上を目的に実施するものである。

また、事業者のセルフモニタリングでは要求水準書等を達成していること及び達成しないおそれが無いことを確認し、県は当該セルフモニタリング結果に対し確認を行う。

(2) 改善要求措置の基本的な考え方

県は、モニタリングを実施した結果、事業者の責めに帰すべき事由により、業務内容や業務成果等が要求水準書等を達していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、本契約に基づき、軽微な指摘、又は業務是正指示を行う。

軽微な指摘、又は是正指示に対し業務等の改善を県が確認できなかった場合は、再度業務是正指示を行う又は業務是正勧告を行う。

当該是正勧告にも事業者が対応できない場合、県はサービス購入料の減額、契約解除等の改善要求措置を講ずる。

1-2 モニタリングの方法

- (1) 事業者は、適正かつ確実に事業を遂行するため、要求水準書等に基づき、業務の実施方法、工程、実施状況の確認方法、確認時期等を示した要求水準書に従い要求水準達成計画書を作成し、県に提出して確認を受ける。
- (2) 事業者は、(1)の計画に基づき業務を実施するとともに、自らの業務実施内容が要求水準書等を達成していることを確認する。
- (3) 事業者は、関係図書に定められた書類を所定の時期までに県に提出し、(2)による確認の状況を報告する。
- (4) 県は、事業者の報告に基づき、事業者の各業務の実施内容が要求水準書等を達成していることを確認する。
- (5) 県によるモニタリングについては、(3)の事業者の提出する書類のうち、「2 各業務等に係る確認方法」に示す書類による確認を基本とし、必要に応じて実地における確認を行う。

1-3 改善要求措置の方法

(1) 業務是正指示及び業務是正勧告

1) 業務是正指示

県は、モニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、各業務の実施内容が要求水準書等を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、直ちに改善及び復旧を図るよう業務是正指示を行う。

2) 業務改善計画書の作成及び確認

事業者は、業務是正指示に基づき、次に掲げる事項について示した業務改善計画書を作成して、業務是正指示を受けた日から14日以内に県に提出する。

- ・業務不履行の内容及び原因
- ・業務不履行の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限及び責任者
- ・事業の実施体制及び実施計画等についての必要な改善策

県は、事業者が提出した業務改善計画書の内容が、業務不履行の状況を改善及び復旧できる合理的なものであることを確認する。なお、県は、その内容が、業務不履行の状況を改善及び復旧できるものとなっていない、又は合理的でないと判断した場合、業務改善計画書の変更及び再提出を求めることができるものとする。

ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断した場合については、上記によらず、事業者は自らの責任において適切に応急処置等を行うものとし、これを県に報告する。

3) 改善・復旧の措置及び確認

事業者は、業務改善計画書に基づき、業務を実施する企業に対して適切に指導等を行いつつ、直ちに改善及び復旧を図り、県に報告する。県は、事業者からの報告を受け、改善及び復旧が図られたことを確認する。

4) 業務是正勧告

業務改善計画書が提出されない場合、業務改善計画書に定められた期限までに改善及び復旧が図られたことが確認できない場合、又は複数回同様の業務是正指示を出さざるを得ない事態が生じており、かつ事業者の業務内容を直ちに改善すべきであると県が判断した場合等は、県は事業者に対して、業務是正勧告を行う。

(2) 支払の減額措置

業務是正勧告を行った場合は、県は、サービス購入料の減額又は罰則点の付与の措置を講ずる。詳細な減額方法及び罰則点の付与方法は、「3 減額又は罰則点の付与」に示すとおりとする。

(3) 各業務を実施する企業の変更

業務是正勧告を複数回繰り返しても、業務不履行の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると判断した場合、県は、事業者との協議により、業務不履行となっている業務を実施する企業の変更を求めることができるものとする。この場合において、県は、当該企業に対して、当該企業が保有する事業者の株式の全部を、県が承認した新たに当該業務を実施する企業に譲渡することを求めることができる。

(4) 契約解除

業務是正勧告を複数回繰り返しても、業務不履行の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると判断した場合、県は、事業者の債務不履行と判断して、本契約の一部又は全部を解除できるものとする。

2 総則各業務等に係る確認方法

2-1 設計・建設業務に係る確認方法

(1) 基本的な考え方

設計・建設業務に係るモニタリングは、要求水準書等の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者は自らにより確認し、県はその報告に基づき確認を行う。その手順は、「1 (2) モニタリングの方法」による。

事業者は、各業務の履行について要求水準達成計画書による確認を行うとともに、設計・建設業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の施工状況を基に、要求水準書等を満たしているかどうかの確認を行い、要求水準達成報告書を作成し、県に提出するとともに、報告を行う。

県は事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、要求水準達成報告書、各提出書類及び実際の施工状況を基に、要求水準書等の内容を満たしているかどうかの確認を行う。

また、県は必要と判断した場合は、施工状況の重点的な確認を行う場合がある。

(2) 書類による確認

事業者は、要求水準書に規定のある書類を、それぞれの提出時期までに県に提出し、要求水準書等の達成状況について確認を受ける。なお、要求水準達成計画書・同報告書の作成は、本契約に定めるとおり各業務につき関係法令に基づく責任を負う者が実施するものとするが、事業者はこれを県に提出し包括的な責任を負う。

(3) 中間確認・竣工確認

県は、要求水準書に示すとおり、事業者の実施する中間検査及び竣工検査に対し、県の中間確認及び竣工確認を行う。

なお、県は、県の行う中間確認及び竣工確認において、必要に応じ施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。その確認及び復旧に係る費用は、事業者の負担とする。

(4) 実地における確認

工事の特に重要な工程その他、県が必要と認めるときは、県は実地における確認を行う。事業者は県の実地における確認に必要な協力を行う。

2-2 開業準備業務、維持管理業務、及び運営業務に係る確認方法

(1) 書類による確認

事業者は、要求水準書に規定のある書類を、それぞれの提出時期までに県に提出し、要求水準書等の達成状況について確認を受ける。なお、要求水準達成計画書・同報告書の作成は、本契約に定めるとおり各業務につき関係法令に基づく責任を負う者が実施するものとするが、事業者はこれを県に提出し包括的な責任を負う。

(2) 日常の確認等（開業準備業務における事前準備段階を除く）

1) 事業者による確認

- ・ 毎日自らの責任により従業者の業務遂行状況及び要求水準書等達成状況について確認を行う。
- ・ 確認結果に基づき、業務日誌を毎日記入し、月ごとにとりまとめて県に提出する。
- ・ 法定の点検記録・測定記録を行い、県に提出する。
- ・ 業務不履行があった場合、「重大な事象」が発生した場合又は従業者等から苦情があった場合には県に直ちに報告する。

2) 県によるモニタリング

- ・ 業務遂行状況について、事業者の提出した業務日誌その他、事業者からの報告及び従業者等からの直接の苦情に基づき確認する。
- ・ 従業者等から直接に苦情があった場合には、これを事業者に通知する。

(2) 定期的確認等

事業者は、開業準備業務計画書を作成し、それに基づく従業者の業務遂行状況及び要求水準達成状況を自ら確認の上、要求水準書に規定のある書類及び事業者の提案する書類等を、それぞれの提出時期までに県に提出して確認を受ける。

(3) 随時モニタリング

県は、従業者等からの苦情があった場合その他、県が必要と判断した場合は、随時に、業務遂行状況について、事業者から必要な報告を求める。

(4) 実地における確認

(1)から(3)までのモニタリングの実施に当たり、県が必要と認めるときは、県は実地における確認を行う。事業者は県の実地における確認に必要な協力を行う。

2-3 経営管理に係る確認方法

(1) 書類による確認

事業者は、入札説明書、要求水準書、及び事業者の提案する書類等に基づき、経営管理のセルフモニタリングを実施し、それぞれの提出時期までに県に提出し、その確認を受ける。

なお、県は事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる。

(2) 聞き取り等による確認

県は、書類による確認を行った結果、必要と判断した場合は、専門家等による聞き取り調査を実施することができるものとする。

3 減額又は罰則点の付与

3-1 要求水準等の未達成による減額

(1) 基本的な考え方

要求水準等が達成できないことが明らかとなった場合、県は、当該時点のサービス購入料の内訳表（別紙4/1による。以下同様とする。）に基づき、当該部分のサービス購入料の減額又は違約金の請求を行う。なお、当該部分のサービス購入料とは、県が事業者に適切なヒアリング期間を設けた後、県が定める。

(2) 設計・建設業務に係る要求水準等の未達成による減額

設計・建設業務に係る要求水準書等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合は、県は、当該時点のサービス購入料の内訳表に基づき、当該部分に係るサービス購入料を減額又は違約金を事業者に請求できるものとする。

なお、当該内容に係る運営・維持管理業務のサービス購入料もあわせて減額できるものとする。

(3) 開業準備業務、維持管理業務、運営業務、及び経営管理に係る要求水準等の未達成による減額

開業準備業務、維持管理業務、運営業務、及び経営管理に係る要求水準書等が、当該業務の開始前に達成されないことが明らかになった場合、又は当該業務の開始後に改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合は、県は当該時点のサービス購入料の内訳表に基づき、当該部分に係るサービス購入料を減額又は違約金を事業者に請求できるものとする。

3-2 開業準備業務、維持管理業務、運営業務、及び経営管理のサービス購入料の減額又は罰則点の付与方法

(1) 基本的な考え方

県は、モニタリングの実施により、事業者の実施する業務が要求水準書等を達成していないことを確認した場合は、罰則点を付与する。付与された罰則点を加算し、支払時期に応じた3か月間の罰則点が一定値に達した場合に、サービス購入料の減額を行う。

(2) 減額算定及び罰則点付与のための区分

減額算定及び罰則点の付与は、下表の支払区分ごとに行う。

項目	内訳	内訳を構成する費用内容
開業準備業務に係る対価 ^{※1} (サービス購入料C)	C-1 (事前準備期間)	事前準備段階に要する費用 (a) 業務計画書 (b) 予約枠の設定 (c) 利用料金体系の設定 (d) 予約システム等整備業務 (e) 事前広報業務 (f) その他これらを実施する上で必要な関連業務
	C-2 (国スポ期間)	国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会対応業務に要する費用 (a) 県の国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会課との調整業務 (b) 事前広報業務 (c) 運営体制構築及び業務習熟 (d) その他これらを実施する上で必要な関連業務

項目	内訳	内訳を構成する費用内容
	C-3 (最終準備期間)	最終準備段階に要する費用 (a) 開業に向けた最終調整及び利用促進 (b) 開館式典及び内覧会等の実施業務 (c) 開館記念イベント（自主事業として実施するものを除く） (e) その他これらを実施する上で必要な関連業務
運営業務及び維持管理業務に係る対価 ^{※1} (サービス購入料D)	D-1 (運営及び維持管理)	(a) 総合管理業務 (b) 利用受付業務 (c) 広報・PR 業務 (d) トレーニング等指導・相談業務 (e) 建築物保守管理業務 (f) 建築設備保守管理業務 (g) 備品等保守管理業務 (h) 外構施設保守管理業務 (i) 植栽等管理業務 (j) 環境衛生管理業務 (k) 清掃業務 (l) 警備業務 (m) 駐車場及び駐輪場管理業務 (n) 長期修繕計画作成業務
	D-2 (主催事業)	(b) 主催事業
	D-3 (修繕・更新)	(b) 修繕・更新業務
	D-4 (その他費用)	(a) 事業者の経営管理、企画運営に係る費用 (b) 法人税等法人の利益に対してかかる税金及び事業者の税引後利益 (c) その他運営業務及び維持管理業務に関して必要となる費用

※1：自主事業に係る費用を除く。

(3) 要求水準書を達成していないとされる事象

要求水準書を達成していないとされる場合とは、以下に示す1) 及び2) とし、その具体的な事業は、下表に示すとおりとする。

- 1) 特定事業施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合
- 2) 特定事業施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合

業務	1) 重大な支障がある場合	2) 利便性を欠く場合
共通事項	・ 業務放棄 ・ 故意に県との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通等） ・ 県からの指導・指示に従わない ・ 虚偽の報告 ・ 法令違反 ・ 不衛生状態の放置 ・ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等	・ 業務の怠慢 ・ 利用者等への対応不備 ・ 業務報告の不備、遅延 ・ 特定事業施設の一部又は事業の一部が利用できない ・ 関係者への連絡の不備（利用者への不通知等）
開業準備業務	・ 予約システムの不備の放置 ・ 事前広報活動、開業前利用受付業務への未対応	・ 開業準備業務の不備

業務	1) 重大な支障がある場合	2) 利便性を欠く場合
	・ 開館記念式典及び内覧会並びに開館記念イベント人身事故の発生等	
運営・維持管理業務	・ 運營業務の不備による人身事故の発生 ・ 利用者等からの苦情の放置 ・ 定期点検の未実施 ・ 故障等の放置 ・ 故障等の放置に起因する人身事故の発生 ・ 業務の故意の放棄（水準未達の状態の長時間にわたる放置を含む） ・ 災害時の未稼働 ・ 衛生状況の悪化等により利用者に重大な影響を及ぼす事態の発生等	・ 運營業務の不備 ・ 維持管理業務の不備 ・ 保全上必要な修理等の未実施
修繕・更新業務	・ 計画に基づく修繕・更新業務の未実施等	・ 修繕・更新業務の不備等
その他 (経営管理等)	・ 本事業の透明性・公共性の欠如等 (その他、共通事業)	・ 経営管理の不備等

3-3 罰則点の付与

県は、モニタリングの実施の結果、要求水準書等が達成されていないと判断した場合、各支払区分に対応する罰則点を下表の基準により算定し、事業者へ通知する。なお、1つの事象が複数の支払区分に関係する場合には、該当する支払区分全てについての罰則点を付与する。

ただし、要求水準書等を達成していないとされる場合であっても、やむを得ない事由による場合で、かつ事前に県に連絡があった場合、明らかに事業者の責めに帰さない事由による場合、罰則点は付与しない。

業務	罰則点	
1) 重大な支障がある場合	人命に多大な影響を及ぼす場合、本事業の透明性・公共性の欠如、等	100 点
	個人情報等機密事項の漏えいに関する場合、等	80 点
	上記以外の場合	20 点
2) 利便性を欠く場合		5 点

3-4 サービス購入料の減額

サービス購入料の支払に際しては、事業年度における各四半期分の罰則点の合計を計算し、下表にしたがって減額割合を定め、上記3-2/（2）に示した支払区分ごとに減額を行う。

当該四半期分の罰則点は、当該期間のモニタリングにのみ用いることとし、次の期間に持ち越さない。なお、期間途中において事業者が業務を担当する企業を変更しても、当該期間の罰則点は消滅しない。

四半期の罰則点の合計	支払区分ごとの減額割合
100 点以上	100%減額
60 点以上 100 点未満	1 ポイントにつき 0.6%減額（36%～59.4%の減額）
20 点以上 60 点未満	1 ポイントにつき 0.3%減額（6%～18%の減額）
20 点未満	0 %（減額なし）

3-5 減額以外の損害賠償

県は、上記3-1、3-2による減額とは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することができる。

3-6 称賛点（ストロングポイント）の付与

(1) 基本的な考え方

県は本事業の目的、理念に基づき、事業者が特筆した事業成果を生み出した場合において、事業者の申請に応じ、称賛点を付与する。称賛点は事業期間内において蓄積できるものとし、事業者が称賛点を使用した場合又は事業期間終了時点で消滅するものとする。

(2) 称賛点の扱い

称賛点は県が承認した場合に限り、以下の目的に活用できるものとする。

- 1) 罰則点の相殺（以下の（4）による）
- 2) 県へのレベニューシェア率（別紙9による）の見直し

(3) 称賛点の付与方法

事業者は以下の区分に応じ、当該年度の成果を任意様式で取りまとめ翌年度4月に県に申請する。なお、申請は以下の区分によって複数の申請内容を同時に申請することができる。

県は、申請内容もとに事業者ヒアリングを行い、申請内容を審査し、審査結果を書面にて事業者へ通知する。

区分	称賛点	
1) 県・事業者の想定を大きく上回る事業成果	本事業の理念を体現するような特筆する成果（県民の健康寿命延伸傾向の発現、事業用地周辺の社会的価値向上、本事業の影響による周辺環境の再整備の促進、等）	50 点
2) 事業者の提案内容を上回る成果	事業者の提案する成果目標を上回る成果（県民の健康・スポーツ関心度の向上、都市空間・利用実態観測による滞在快適性の持続的向上、等）	5 点
3) アリーナの社会的価値向上に繋がる成果	利用者満足度及び施設稼働率の継続的上昇、アリーナのブランディングに繋がる成果、等	1 点

(4) 罰則点との相殺方法

罰則点との相殺は、以下の罰則点に限り、称賛点1点に対し罰則点1点を県が承認した場合に限り相殺できる。

- 1) 重大な支障がある場合（表中の上記以外の場合：20点の四半期累計点）
- 2) 利便性を欠く場合（5点の四半期累計点）

(5) 県へのレベニューシェア率の見直し方法

事業者は、称賛点50点につき、県へのレベニューシェア率を3%減とする申請を県に対し行うことができる。ただし、レベニューシェア率が10%未満となる見直しをすることはできない。

県は申請内容もとに事業者ヒアリングを行い、申請内容を審査し、審査結果を書面にて事業者へ通知する。

県の審査結果は審査結果通知日の属する年度の翌年度の支払から適用するものとする。

4 事業終了時に係るモニタリング

4-1 モニタリングの方法

- (1) 事業者は、適正かつ確実に事業を遂行するため、要求水準書等に基づき、業務の実施方法、工程、実施状況の確認方法、確認時期等を示した要求水準達成計画書を作成し、県に提出して確認を受ける。
- (2) 事業者は、(1)の計画に基づき業務を実施するとともに、自らの業務実施内容が要求水準書等を達成していることを確認する。
- (1) 事業者は、運営開始から10年を経過した時点で大規模修繕の必要な箇所についての長期修

繕計画を策定して県に提出する。

- (2) 事業者は、事業終了2年前には、施設の状況についてチェック・評価し、報告書を県に提出する。
- (3) 県は、上記(1)、(2)の内容について確認を行う。
- (1) 事業者は、要求水準書等を満たすよう、事業終了時まで、必要な修繕を行う。

4-2 確認方法

(1) 書類による確認

事業者は、次表の提出書類を、それぞれの提出期限までに県に提出して確認を受ける。

提出書類	提出時期
長期修繕計画	運営開始から10年を経過した日の属する事業年度末
施設状況調査報告書	事業終了後の1年前、事業終了時
各種台帳等	事業終了時
その他県が求める書類	事業終了時、随時

(2) 実地における確認

県は施設の現況が、上記(1)のとおりであるかどうか実地における確認を行う。事業者は、県の実地における確認に必要な協力を行う。

(3) 契約の解除

事業終了時までの間に改善が確認されない場合、県は事業者の債務不履行と判断して本事業契約を解除するものとする。

別紙6 物価変動に基づく設計・建設業務のサービス購入料の改定

1 サービス購入料Aの改定

1-1 基本条件

(1) 基本的な考え方

サービス購入料A-1及びA-2について、物価変動による改定を次のとおり行う。ただし、改定の結果は、すべてサービス購入料A-2に反映させるものとし、サービス購入料A-1の金額は変更しない。また、改定後のサービス購入料Aの1円未満の部分は切り捨てとする。

なお、1-2以降に示す指数及び計算式が不適当とする場合は、1-2、1-3、1-4の順に改定方法を適用する。

(2) 改定の時期

物価変動に基づくサービス購入料A-1及びA-2の改定は、着工前及び建設期間中（工事着手時から工事完成2か月前までの期間）に請求することができる。

(3) 改定の対象

改定の対象は、サービス購入料A-1及びA-2のうち、建設業務に要する費用のうち工事原価のみを対象とする。

(4) 県の責務

県は、本契約に基づき、事業者よりサービス購入料Aの改定の請求があった場合は、事業者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、事業者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

1-2 着工前における改定方法

(1) 基本的な考え方及び改定方法

入札公告日の属する月の指標値と特定事業施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1.0%を超える物価変動がある場合は、県及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

改定する際の基準となる指標、及び改定の計算式は以下を基本とする。

指標：「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（大阪）：構造別平均（構造種別は事業者の提案する本件施設の構造を前提に協議によって定める。）」の「建築」、「設備」とし、改定の計算式は以下のとおりとする。

計算式： $B = (A \times a) - \text{サービス購入料A-1のうち工事原価}$

A：事業契約書に示されたサービス購入料A-1及びA-2のうち工事原価

B：特定事業施設の着工日における改定後のサービス購入料A-2のうち工事原価

a：改定率：特定事業施設着工日の属する月の指標／入札公告日の属する月の指標－1.0%（※aは小数点以下第4位を切り捨てる）

$A \times a$		B	
サービス購入料 A-1 のうち 工事原価	A-1 増分		A-1 増分
サービス購入料 A-2 のうち 工事原価	A-2 増分	サービス購入料 A-2 のうち 工事原価	A-2 増分

(2) 協議期間等

改定金額は、請求のあった日を基準とし県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から60日以内に協議が整わない場合にあっては、県が定め、事業者に通知する。

1-3 工事期間中における改定方法

(1) 基本的な考え方

工事期間中の物価変動に基づく改定は、以下のとおり行うものとする。なお、以下の全体スライド、単品スライド、インフレスライドを個別に適用してもなお、改定後のサービス購入料が不適当と県又は事業者が認めるとき、県又は事業者は、各スライドを組合せることで適切なサービス購入料の算出を行うことについても協議を行う。

(2) 改定方法

ア 全体スライド

入札公告日の属する月（着工前における改定を行った場合は、同改定の請求をおこなった日の属する月）の指標と特定事業施設の工事期間内で、着工日から12か月経過した後の指標（1-2（1）による）を比較し、1.5%を超える物価変動（改定率の計算は1-2

（1）を準用し、改定率の計算において1.0%とあるのは1.5%とする）がある場合は、県及び事業者は、物価変動に基づく改定を相手方に対し請求することができる。

上記の請求があったときは、改定前残工事費相当額（サービス購入料Aの総額から当該請求時の出来形部分に相応するサービス購入料を控除した額をいう。以下同じ。）と改定後残工事費相当額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した改定前残工事相当額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち改定前残工事費相当額の1.5%を超える額につき、サービス購入料Aの変更を行う。

変動前残工事費相当額及び変動後残工事費相当額は、請求のあった日を基準とする。

全体スライドの請求は、この規定により改定を行った後再度行うことができる。

イ 単品スライド

特別な要因により特定事業施設の工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス購入料Aが不適当となったときは、県又は事業者は、サービス購入料Aの変更を請求することができる。

改定後サービス購入料の算出方法は全体スライドを準用し、全体スライドにおいて括弧書きを除き、1.5%とあるのは1.0%とする。

ウ インフレスライド

予期することのできない特別の事情により、特定事業施設の工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス購入料Aが著しく不適当となったときは、県又は事業者は、サービス購入料Aの変更を請求することができる。

改定後サービス購入料の算出方法は全体スライドを準用し、全体スライドにおいて括弧書きを除き、1.5%とあるのは1.0%とする。

(3) 単品スライドの運用について

サービス購入料の増額に係る請求者が事業者の場合において、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を事業者が県に対し提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請求することを可とする。

(4) 協議期間等

協議期間等は1-2（2）を準用する。

1-4 全体スライド等によらないサービス購入料の改定方法

(1) 基本的な考え方

特別な要因や社会変動を理由とした物価変動により、前項までに示す指標及び計算式によって算出されるサービス購入料が不適当と県又は事業者が認めるとき、県又は事業者は相手方に対して前項までの改定方法によらず、サービス購入料の改定を請求することができる。

(2) 請求者等の責務

前項に基づき請求を行う者は、社会的物価指標や統計値、又は適切な見積りや近似事例等を参考に、請求するサービス購入料の算出根拠を相手方に示すものとする。

また、サービス購入料が増額する見込みであるとき、請求者は合理的な範囲で増額を抑制する努力を行うこと。サービス購入料が減額する見込みであるとき、請求者及び相手方は、適正なサービス購入料の確保のために協議を行う。

(3) 請求を受けた者の責務

前項の請求を受けた者（相手方）は、請求内容を審査する等、真摯に協議に応じるものとする。

(4) 協議期間等

協議期間等は1-2（2）を準用することを基本とするが、協議期間が不足すると県又は事業者が相手方に請求する場合は、県及び事業者が協議のうえ、県が協議期間を定める。

2 サービス購入料Bの改定

サービス購入料B-1及びB-2の改定はサービス購入料Aの改定を準用する。なお、サービス購入料Aの改定のうち、指標は事業者の提案する内容に応じ、県及び事業者が協議のうえ定める。

別紙 7 物価変動等に基づく開業準備・運営・維持管理業務のサービス購入料の変更

1 サービス購入料Cの改定

1-1 基本条件

(1) 基本的な考え方

サービス購入料Cは物価変動による改定を次のとおり行う。

(2) 改定の時期

物価変動に基づくサービス購入料C-1～C-3の改定は、以下の期間に請求することができる。

- ・ サービス購入料C-1：令和10年4月～令和12年8月
- ・ サービス購入料C-2：令和10年4月～令和12年8月
- ・ サービス購入料C-3：令和10年4月～令和13年8月

(3) 改定の対象

改定の対象は、サービス購入料C-1～C-3のうち、直接人件費のみを対象とする。

(4) 県の責務

県は、本契約に基づき、事業者よりサービス購入料Cの改定の請求があった場合は、事業者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、事業者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

1-2 改定方法

改定に当たっては、以下の計算式に基づき各年度4月1日以後のサービス購入料Cを改定する。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。物価改定は1年度に1回とする。

(1) 改定方法

令和N年度のサービス購入料Cは、入札公告日の属する月の指標（改定があった場合は前回改定時の指標）： (Index_r) に3%以上の変動が認められる場合に改定する。改定後の令和N年度のサービス購入料Cは令和N年度第1四半期から反映させる。

改定後のサービス購入料Cの1円未満の部分は切り捨てとする。

指標：Index：奈良県最低賃金（厚生労働省 奈良労働局公表）

計算式： $P_n' = P_n \times \text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r$

※ただし、 $|\text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r - 1| \geq 3.0\%$

※ $(\text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r)$ は、小数点以下第4位を切り捨てる

P_n' : 改定後のN年度のサービス購入料C

P_n : 前回改定時のN年度のサービス購入料C（初回改定が行われるまでは事業者提案に示されたサービス購入料C）

Index_{N-1} : 3%以上の変動が認められる月の指標

Index_r : 前回のサービス購入料Cの改定の基礎となった年度の指数（初回改定が行われるまでは入札公告日の属する月の指標）

2 サービス購入料Dの改定

2-1 基本条件

(1) 基本的な考え方

サービス購入料Dは物価変動による改定を次のとおり行う。なお、サービス購入料D-4の改定は行わない。

(2) 改定の対象

改定の対象は、サービス購入料D-1、D-2、及びD-3の各総額とする。ただし、既に支払いを行ったサービス購入料D-1、D-2、及びD-3を除く。

(3) 県の責務

県は、本契約に基づき、事業者よりサービス購入料Dの改定の請求があった場合は、事業者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、事業者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2-2 改定方法

改定に当たっては、以下の計算式に基づき各年度4月1日以後のサービス購入料Dを改定する。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。物価改定は1年度に1回とする。

(1) 改定方法の基本的な考え方

令和N年度のサービス購入料Dは、入札公告日の属する月の指標（改定があった場合は前回改定時の指標）： $(Index_r)$ に3%以上の変動が認められる場合に改定する。改定後の令和N年度のサービス購入料Dは令和N年度第1四半期から反映させる。

改定後のサービス購入料Dの1円未満の部分は切り捨てとする。

(2) サービス購入料D-1、D-2の改定方法

指標：Index：奈良県最低賃金（厚生労働省 奈良労働局公表）

計算式： $P_n' = P_n \times Index_{N-1} / Index_r$

※ただし、 $| (Index_{N-1} / Index_r) - 1 | \geq 3.0\%$

※ $(Index_{N-1} / Index_r)$ は、小数点以下第4位を切り捨てる

P_n' : 改定後のN年度のサービス購入料D-1又はD-2

P_n : 前回改定時のN年度のサービス購入料D-1又はD-2（初回改定が行われるまでは事業者提案に示されたサービス購入料D-1又はD-2）

$Index_{N-1}$: 3%以上の変動が認められる月の指標

$Index_r$: 前回のサービス購入料D-1又はD-2の改定の基礎となった年度の指数（初回改定が行われるまでは入札公告日の属する月の指標）

(3) サービス購入料D-3の改定方法

指標：Index：「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（大阪）：構造別平均（構造種別は事業者の提案する本件施設の構造を前提に協議によって定める。）」の「建築」、「設備」

計算式： $P_n' = P_n \times Index_{N-1} / Index_r$

※ただし、 $| (Index_{N-1} / Index_r) - 1 | \geq 3.0\%$

※ $(Index_{N-1} / Index_r)$ は、小数点以下第4位を切り捨てる

P_n' : 改定後のN年度のサービス購入料D-3

P_n : 前回改定時のN年度のサービス購入料D-3（初回改定が行われるまでは事業者提案に示されたサービス購入料D-3）

$Index_{N-1}$: 3%以上の変動が認められる月の指標

$Index_r$: 前回のサービス購入料D-3改定の基礎となった年度の指数（初回改定が行われるまでは入札公告日の属する月の指標）

3 サービス購入料Eの改定

3-1 基本条件

(1) 基本的な考え方

サービス購入料Eは物価変動及び使用量の乖離による改定を次のとおり行う。

(2) 改定の対象

改定の対象は、サービス購入料E-1～E-5の各総額とする。ただし、既に支払いを行ったサービス購入料E-1～E-5を除く。

(3) 改定の条件

事業者は、サービス購入料E-1～E-5について、基本料金＋従量料金（事業者の提案による）によって作成する合成単価（以下「単価」という。）×使用量（事業者の提案による）の一覧表を契約後速やかに作成し、県の確認を受けること。

(3) 県の責務

県は、本契約に基づき、事業者よりサービス購入料Eの改定の請求があった場合は、事業者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、事業者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

3-2 物価変動による改定方法

サービス購入料Eは毎年度1回、以下の指標の評価を行い、以下の条件を満たす場合に改定を行う。改定は翌年度第1四半期から反映させる。

(1) 改定方法の基本的な考え方

令和N年度のサービス購入料Eは、入札公告日の属する月の指標（改定があった場合は前回改定時の指標）：（Indexr）に3%以上の変動が認められる場合に改定する。改定後の令和N年度のサービス購入料Eは令和N年度第1四半期から反映させる。

改定後のサービス購入料Eの1円未満の部分は切り捨てとする。

(2) 指標

物価変動の指標は以下を基本とする。

項目	使用する指標
サービス購入料 E-1（電気料金）	「国内企業物価指数」－電力・都市ガス・水道（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）の内訳指数の「業務用高压電力」
サービス購入料 E-2（ガス料金）	「国内企業物価指数」－電力・都市ガス・水道（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）の内訳指数の「大口都市ガス」
サービス購入料 E-3（水道料金）	事業者が提案した2か月分の使用水量に対する榎原市上下水道局の水道料
サービス購入料 E-4（下水道料金）	事業者が提案した2か月分の使用水量に対する榎原市上下水道局の下水道使用料
サービス購入料 E-5（その他料金）	プロパンガス 「品目別価格指数」－プロパンガス（消費者物価指数・全国・総務省統計局）
	灯油 「品目別価格指数」－灯油（消費者物価指数・全国・総務省統計局）
	その他 「品目別価格指数」－該当する品目（消費者物価指数・全国・総務省統計局）

(3) 改定方法

指標：Index：2-2（2）による

計算式： $P_n' = \{P_n \times \text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r\} \times \text{使用量（事業者の提案による）}$

※ただし、 $|\text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r - 1| \geq 3.0\%$

※ $(\text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r)$ は、小数点以下第4位を切り捨てるものとし、税抜で計算する

P_n' ：改定後のN年度のサービス購入料E

P_n ：前回改定時のN年度の単価（初回改定が行われるまでは事業者提案に示された単価）

Index_{N-1} ：3%以上の変動が認められる月の指標

Index_r ：前回のサービス購入料Eの改定の基礎となった年度の指数（初回改定が行われるまでは入札公告日の属する月の指標）

(4) 改定手続き

改定に当たっては、事業者は上記の計算式に基づき、毎年度9月末日までに指標の評価の根拠となる資料を添付して、翌年度の各光熱水費の単価を県に通知し、県の確認を受けること。改定を行わない場合も同様とする。

(5) その他

物価変動の指標として採用している指標がなくなったり、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなったりした場合は、その後の対応方法について県と事業者との間で協議して定めるものとする。

3-3 使用量の乖離による改定方法

サービス購入料Eは、使用量における計画と実需の乖離による改定を次のとおり行う。

(1) 運営・維持管理業務開始日から3年目（令和15年度）まで

サービス購入料Eについて、入札時の各年度の使用量（3-1(3)による。以下同じ。）を実際の各年度の使用量が上回った場合は、入札時の各年度の使用量に増加分の70%を加算したものを当該年度の使用量とする。逆に、下回った場合は、入札時の各年度の使用量から減少分の70%を差し引いたものを当該年度の使用量とする。

ただし、増加分及び減少分が、入札時の各年度の使用量の20%を超えた場合には、20%を超える増加分及び減少分は、この調整の対象外とする。また、増加分及び減少分が、入札提案時の各年度の使用量の5%に満たない場合は、この調整の対象外とする。

この調整は年度ごとに行う。各年度の初回、第2回目及び第3回目の使用量は入札提案時に提案された各年度の使用量の4分の1とし、第4回目の支払時に、当該年度の使用量実績に応じた調整を一括して行う。

(2) 4年目（令和16年度）から運営・維持管理業務終了（令和27年度）

サービス購入料Eについて、入札時の各年度の使用量を実際の各年度の使用量が上回った場合は、入札時の各年度の使用量に増加分の50%を加算したものを当該年度の使用量とする。逆に、下回った場合は、入札時の各年度の使用量から減少分の50%を差し引いたものを当該年度の使用量とする。

ただし、増加分及び減少分が、入札時の各年度の使用量の20%を超えた場合には、20%を超える増加分及び減少分は、この調整の対象外とする。また、増加分及び減少分が、入札時の各年度の使用量の5%に満たない場合は、この調整の対象外とする。

この調整は年度ごとに行う。各年度の初回、第2回目及び第3回目の使用量は入札時に提案された各年度の使用量の4分の1とし、第4回目の支払時に、当該年度の使用量実績に応じた調整を一括して行う。

(3) 単価の改定との併用

3-2の規定による単価の改定と同時に使用量の乖離による改定を行う場合は、改定後の単価を用いる。

(4) 改定手続き

改定に当たっては、事業者は上記の計算式に基づき、翌年度4月14日までに、使用量の根拠となる資料を添付して、当該年度の各光熱水費の使用量を県に通知し、県の確認を受けること。改定を行わない場合も同様とする。

(5) その他

物価変動の指標として採用している指標がなくなったり、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなったりした場合は、その後の対応方法について県と事業者との間で協議して定めるものとする。

別紙8 金利変動又は税率変更に基づくサービス購入料の改定

1 金利変動に基づくサービス購入料の改定

1-1 改定の対象

金利変動に基づくサービス購入料の改定対象はサービス購入料A-3とする。

1-2 改定方法

入札時に使用する基準金利〔2.840%（令和8年6月29日 TONA TSR 15Y PM）〕と本件施設の引渡し日の2営業日前（金融機関の営業日でない場合には、その前営業日）の基準金利（TONA TSR 15Y PM）に差が生じた場合においては、県又は事業者は、施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス購入料の変更を請求することができる。

改定後の基準金利は〔●：変更契約時に記載する〕とする。この場合において、上乗せ金利（スプレッド）については、入札時に提案された利率とし、改定の対象としないものとする。県又は事業者は、改定の請求があったときは、これに応じなければならない。

1-3 改定の計算式

改定の計算は改定後の基準金利を用い、別紙4/4-1/（3）に示す計算法により算出する。

2 消費税及び地方消費税の税率変更に基づくサービス購入料の改定

消費税法（昭和63年法律第108号）及び関連法令の変更に伴い、消費税及び地方消費税率が変更された場合、県は、当該変更の内容（経過措置を含む。）に従い、サービス購入料の支払に係る消費税及び地方消費税を支払うものとする。

別紙9 レベニューシェアの算定及び支払方法

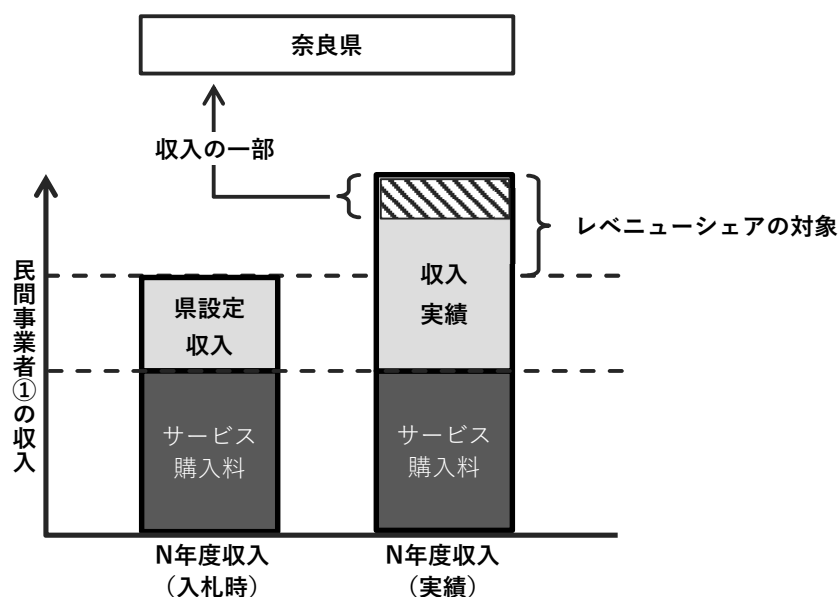
1 レベニューシェアの導入目的

レベニューシェアは、よりよいサービスの提供が利用者増加・収入増加に繋がるという事業者の主体的な企画・経営努力を促し、特定事業施設の運営業務等による事業者収入の増加を認めながらも、県の財政負担を抑制することを目的とする。

2 レベニューシェアの対象

レベニューシェアの対象は、当該年度の特定事業施設の利用料金収入（県民利用・興行利用を含む）、主催事業収入、自主事業Aにおける収入、及び自主事業Bにおける収入実績（以下、「収入実績」という。）から、本事業の入札時条件である県設定収入〔45,000,000〕（円/年度：税込）を差し引いた金額とする。

レベニューシェアの期間は、令和15年度から令和27年度におけるアリーナの利用料金収入を対象とする。なお、民間事業者①の収入実績が県設定収入以下の場合、レベニューシェアは行わない。



3 県へのシェア率

県へのシェア率は年度あたり〔事業者の提案する割合を記載〕（％）とする。なお、県へのシェア率は10%以上を条件とする。

4 レベニューシェアの変更

サービス購入料D若しくはEのいずれか又はその両方が改定された場合、同改定に用いた改定率のうち適切な改定率を採用し、県設定収入の金額に同改定率を乗じることでレベニューシェアの対象を変更する。なお、同改定率は県が事業者の意見をヒアリングのうえ決定するとともに、別紙5に基づき県へのシェア率を変更した場合を含め、県及び事業者はレベニューシェアの変更について覚書を締結する。

5 県への入金方法等

事業者は、要求水準書で規定する年次業務報告書において、当該年度のレベニューシェア対象金額及びレベニューシェア金額の根拠を含めてとりまとめ、県に提出する。

県は、年次業務報告書を確認・承諾した後、レベニューシェア金額の支払依頼を文書にて事業者に通知する。

事業者は、県の通知を受けてから40日以内に、県に対しレベニューシェア金額を支払う。なお、詳細な支払手続は県と事業者が協議のうえ定める。

6 レベニューシェア金額の扱い

レベニューシェア金額は、要求水準書で規定する年次収支報告書に適切に反映し、事業者の収支報告におけるレベニューシェア金額の妥当性は、事業者以外の会計監査人の監査を受けること。

別紙 10 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3条 事業者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4条 事業者は、県の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5条 事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6条 事業者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 事業者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 事業者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 事業者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 事業者は、この契約による事務を処理するために、県から提供を受け、又は事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10条 県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、事業者に対し

て、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、事業者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11条 事業者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに、県に報告し、県の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12条 事業者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 県は、事業者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙 11 暴力団等排除に関する特約条項

- 1 県は、事業者が次の各号いずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、本別紙において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、県が事業者に対して当該下請契約等の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、事業者は、契約金額の100分の10（事業者が契約保証金を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として県の指定する期間内に納付しなければならない。

別紙 12 災害時における広域防災拠点指定施設に関する協定書【ひな型】

奈良県（以下「甲」という。）と指定管理者〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における広域防災拠点指定施設に関する協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、県外等からの応援を必要とする災害時に、乙が管理する施設を、甲が広域防災拠点として利用するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第 2 条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点指定施設」という。）は、次のとおりとする。

アリーナ名称〇〇〇〇〇〇〇〇（所在地：奈良県橿原市〇〇〇〇〇〇〇）

（要請）

第 3 条 甲は、災害時に、県内の状況を踏まえて、乙に対し広域防災拠点指定施設の使用を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は前項の要請があった場合、受諾の可否を文書により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により回答できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（運営）

第 4 条 前条第 2 項の乙の受諾後は、甲が広域防災拠点指定施設の運営を行うものとする。

2 甲は、広域防災拠点指定施設内の安全確保に万全を期すとともに、施設の破損及び亡失が生じないように配慮するものとする。

3 乙は、前条第 1 項の規定による要請を受諾した場合、広域防災拠点指定施設として機能が果たせるよう施設の開錠など必要な措置を速やかに講じるものとする。

4 乙は、広域防災拠点指定施設の開設及び運営に可能な限り協力するものとする。

5 施設が広域防災拠点として開設されている間は、甲は必要に応じた範囲内で施設の一般利用を制限する。乙は、甲に協力して一般利用者への連絡・周知等を行うものとする。

（閉鎖）

第 5 条 広域防災拠点指定施設の閉鎖については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲乙協議して決定するものとする。

（経費負担等）

第 6 条 甲が広域防災拠点指定施設を使用した場合における施設使用料は、無償とする。ただし、広域防災拠点指定施設の開設及び運営に要する経費（光熱水費等）は、甲が負担する。

- 2 甲が広域防災拠点指定施設を使用したことにより生じた乙の損害（乙の所有する備品、設備その他の物件の損傷等）は、甲が負担する。
- 3 甲が広域防災拠点指定施設を優先的に使用することにより、乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲乙協議の上、適切に対応する。
- 4 甲は、広域防災拠点指定施設の使用が終了したときは、乙の責めに帰する場合を除き、甲の責任により原状回復を行うものとする。

（平時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平時より、広域防災拠点指定施設の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による広域防災拠点指定施設の現地調査に対して協力するとともに、広域防災拠点指定施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

（連絡体制等）

第8条 この協定を円滑に実施するため、甲及び乙は連絡体制を確保するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定書の解除を通知しない限り、指定管理者としての指定期間と同一の機関においてその効力を持続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙